

漁場としての価値がなくなるほど破壊が進んでいるのです。日本の自然美の象徴とされてきた琵琶湖、諏訪湖なども汚染の一途をたどるのみであります。陸上においても、プラスチックなどの産業廃棄物が、処理の見通しのつかないまま打ち捨てられ、土居久等の休廃止鉱山よりの被害は言ふに及ばず、いまやP.C.B.の被害は全国的な規模で進み、この有害物質が国民の体内に限りなく蓄積されているといふおそるべき状態であります。

まさに人類の生存にかかる事態にまで至つてゐるのであります。

こうした事態は、もともとわが国の公害対策が根本的に立ちおくれ、また、司法による救済になじみにくい問題であるため、いまや現行法のみによつては、公害による被害者を急速かつ確実に救済することはきわめて困難であります。

かかるわが国の実態からして、われわれは、公害被害者救済のため、無過失損害賠償責任制度の立法化を急ぐべきであることを繰り返し主張するとともに、公害国会と呼ばれた第六十四臨時国会におきましても、無過失損害賠償責任制度の法律案の提案を行なってきたところであります。

政府も、ようやく、公害にかかる無過失損害賠償責任の法的必要性を認識し、今国会に提案をされておりますが、その内容は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法の一部を改正するにとどまり、しかも、これらの法律によりすでに規制の対象とされている特定有害物質による健康被害にのみその適用範囲を限定しているばかりでなく、環境庁原案でただ一つの前進として評価された、因果関係の推定規定ささえも削除されて、全く題名に値しないほどの無過失損害賠償責任制度になつてゐるのです。

増大する現在の公害の実態を考えますならば、無過失損害賠償責任制度を大気汚染・水質汚濁に限定しなければなりません。

また、新潟水俣病判決に見られますように、今

日、公害訴訟の判例においては、厳格な過失責任主義の立場を緩和して、因果関係についても、企

業側が汚染源になり得ない理由を証明し得ない限

り、その存在は事実上推認され、すべての法的因

果関係が立証されたものとするとして、広く被害

者の救済をはかっていることは、すでに御承知のとおりであります。この点で、政府案は、こうし

た現状に逆行するものといわなければなりません。

いまや、国民が心から求めてやまないものは、

このような判例、新しい学説に示された、進歩的

な諸点を十分に配慮した無過失損害賠償責任の法律で

あると考へ、かつ、これによらなければ、複雑に多

くの日数をかけ、その責任を免れようとするとおそ

いが、あるからであります。しかし、損害の発生に

して多様化した現在の公害、環境破壊に対処でき

ないと考へて、本法案を提案した次第であります。

次に、本法案の概要を御説明申し上げます。

第一は、本法案は、公害によって他人に損害を与えた事業者の無過失損害賠償責任、事業者に対する公害の差止請求及び規制権限を持つ行政機関に対する公害の差止請求及び規制権限を持つ行政機関に対し住民が規制権限の発動を請求できる等の制度を確立し、公害についての事業者の社会的責任を明らかにするとともに、被害者の保護を目的としているのであります。

第二に、公害の定義についてであります。無過失責任、因果関係の推定などの適用範囲は、明確に限定される必要があるので、基本法における典型七公害を限つて限定列挙することが妥当であると考えた次第であります。

第三は、公害の定義についてであります。公害にかかる公害の差止請求及び規制権限を持つ行政機関では、故意・過失及び因果関係の立証は被害者側が行なわなければならず、訴訟上多大の困難を伴つたものであることは御承知のことあります。そこで、その救済をはかるため、因果関係の推定規定を設けたのであります。この規定は、可能な限り各種の公害の類型に応じてこまかく規定することが望ましいと考えて規定した次第であります。

第六の、消滅時効につきましては、民法は三年ですが、本法案では七年とし、進行中のものは進行がやんでも起算することとしたのであります。

第七の、民法の適用についてであります。不法行為について、この規定にないものは、すべて民法の規定によることとしたのであります。

第八は、損害賠償保障制度であります。国は損害賠償を保障する制度を確立する措置を講じなければなりません。

動乱によって生じたものは、この限りでないと、不可抗力に対する免責事由を明らかにした

のでありますが、これは不可抗力以外はすべて責任を課するのだという趣旨であります。したがつて、たとえ損害が第三者の行為によつて生じた場合といえども、事業者が賠償の責めに任ずることとし、事業者はその第三者に対して求償権を持つこととしたのであります。

第四に、複数原因者の損害賠償責任ですが、共合不法行為者に対するものとすれば、同一の原因となる行為の停止、操業の停止など、必要な損害防止の措置をとることを請求できることとし、事業者はその第三者に対して求償権を持つこととしたのであります。

第五に、規制措置請求ですが、今日行政の公害全損害について賠償の責任を課することを明らかにいたしました。

もし初めから分担責任を認めれば、すべての事業者は当然のことく分担責任を主張し、立証に多

くの日数をかけ、その責任を免れようとするとおそ

いが、あるからであります。しかし、損害の発生に

して多様化した現在の公害、環境破壊に対処でき

ないと考へて、本法案を提案した次第であります。

第十に、規制措置請求ですが、今日行政の公害規制権限は強化され、地方公共団体に委譲された

権限も一そく強化されているはずであります。

これが有効に発動されることは、

まさに遺憾であります。したがつて、生活環境

の汚染、損傷、破壊に対しても、行政機関が規制権

限の発動を怠っているときには、権限の発動を求

めることができることとし、住民の監視を盛つた、公害の積極的排除を明確にしたのであります。

その他、公害訴訟には多額の費用がかかり、地方

公共団体等が一部費用負担をもしている例もある

ことを考慮し、訴訟上の救助規定を設けるとともに

に、公害に関する資料を公開する事が国民監視

を強め、公害排除を促進させることから、資料公

開を明示する文書等の提出命令等の規定を設けました。

さらに、この法律の施行前に公害の原因があり

施行後に生じた損害について、この規定を適用

することといたしました。これは、公害被害の原

因と結果の間がきわめて長期にわたることを考慮

し、公害被害者の救済を第一とすることをきわめ

て重要であるからであります。

以上、本法案を提出いたしました理由並びにそ

の概要を御説明申し上げました。

何とぞ、政府案と対照の上慎重に御審議の上、

すみやかに可決されることをお願いいたしまし

て、提案理由の説明をいたします。(拍手)

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び公害に係る事業者の無過失損害賠償責任等に関する法律案(島本虎三君外七名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対し、質疑の通告があります。順次これを許します。

土井たか子君。

〔土井たか子君登壇〕

○土井たか子君 私は、日本社会党を代表いたしまして、政府提案の大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案について質問いたします。

佐藤総理は、四十五年の九月、渡良瀬川のほとり、宇都宮市で開かれました一日内閣で、無過失責任を早急に提案することを約束されました。しかし、同年末の、その名も公害国会と呼ばれた第六十四臨時国会では、無過失損害賠償責任法案をもって臨んだ野党三党の強い主張にもかかわらず、この問題に関する法案は、ついに政府から提案されることにならなかったのです。それから今日まで一年九ヶ月に及ぶ慎重に検討される期間があつたわけあります。今回、ただいま提案された法案は、国民ががかりさせる、国民の期待に全く反するものとなつてゐるのであります。

すでに、無過失損害賠償法案をめぐっては、学者グループ案、日本弁護士連合会案、そして、本国会に提案されまし野党案も含めまして四つの案がござります。この四案を比較すると、政府案が、公害の現状から最もかけ離れ、被害者の急速な救済という実際面においても、最も立ちおくれが目立ちます。

さて、その重要な点の一つ。一体、政府は、今回の方案から何ゆえ、初め環境庁原案にあつたわゆる因果関係の推定規定を削除されたのでござりますか。これが第一問であります。

この削除は、財界、自民党的圧力によつたので

ありましようが、通産省までが環境庁原案に圧力をかけたというのには、一体何事でありますか。

だれでもがよく知る様に、そもそも、公害について事業者の無過失責任を立法化することが必要とされる理由は、被害者の急速な救済をはかるやく訴訟によって権利を回復しようと立ち上がりつつあります。故意または過失の有無及び因果関係の存否について、被害者側と企業側との間に激しい主張の対立が生ずるため、それだけ裁判は長期化することになるのであります。イタイイタイ病第一次訴訟は、無過失責任を定めた鉛業法百九条を根拠としていたため、他に比べて比較的早期に第一審判決をかちとることができたのでありますけれども、それでも、訴訟提起から判決までの三年余りの間に、イタイイタイ病患者は二十一人この世を去つていつたのであります。

この例からもわかりますように、公害による被害者については、とりわけ急速な救済が要請されることがあります。そのための手段が、故意の有無を問うことなく被害者の救済を可能にする無過失責任法典であり、その基本的部分、すなわち無過失責任法典は、因果関係に係る被害者側の立証責任を軽減するための因果関係の推定規定を設けるということであります。

その趣旨とするところは、一般的に、被害者に原因究明のための科学的知識を備えていることを期するとはできません。また、知識を駆使して原因を究明するための経済的負担にもたえ得ません。さらに、被害者にとっての大きな障害は、発生源と思われる企業が、企業の秘密を理由に、企業内立ち入り調査を拒み、原因究明を妨害していることがあります。

他方、企業側について見ますと、生産工程をみずから管理して専門的知識を独占しているのですから、その気持ちさえあれば、自分の工場が発生

ます。それにもかかわらず、従来の訴訟にあらわれた企業側の応訴態度は、イタイイタイ病にいたしましても、水俣病にいたしましても、四日市ぜんそくの例にいたしましても、真実を明らかにしようとする態度ではなく、被害者側の主張を批判するためのみ調査研究を行ない、未解明の部分についての解明を被害者に求めることによつて訴訟の長期化をはかるという特徴があらわれています。そればかりか、故意あるいは過失によつて生じた公害による被害が問題化することを、地域に対する支配力を通じて、あるいはわざかな見舞い金や補償金を支払うことによって封じようとしてきたのが企業の行動様式ではありませんか。

このよろな現状を考え、新潟水俣病判決などに見るよう、ある企業が公害による被害の発生に対する合理的に推定できる程度の事実を被害者は立証すれば足り、企業者はこの推定をくつがえし得る反証をあげない限り責任を免れないとする考え方、すでに判例上定着しつつあります。だが、この解決は、国権の最高機関であり、國の唯一の立法機関である国会の立法で明文の規定を設けて事に当たることが、被害者をはじめ国民の望んでいたところではありませんか。因果関係の推定を立法化することは、まさに、法の目的である公平の理念を、公害における被害者と加害者の間に実現させる最低の要件であります。

佐藤総理、総理最後のおみやげとして、因果関係の推定規定を復活させるおつもりはございませんか。少しは国民から見直されるチャンスがあつてもよいのではないかと思います。明確な御答弁を求めます。

また、この規定押えの立て役者としての田中通産大臣、いかがでございましょう。

そうして、昨年七月就任以来、四日市公害や熊本の水俣病を現地視察されるなど、公害患者にじかに接されたことであつてか、同規定に意欲的であつた大石長官、因果関係の推定規定だけは守り通してほしいという強い国民の陳情はどうおこた

えになるのか、ひとつ正直なお答えをお聞かせいただきたいのです。(拍手)

さて、次に、一体、政府は、何ゆえ事業者の無過失責任の及ぶ範囲を三重に限定いたしております。その一つは、無過失責任立法を單独立法の形をとることなく、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正によって実現しようとすることにより大気汚染及び水質汚濁による被害に限り、その二つは、原因物質を大気汚染防止法及び水質汚濁防止法によって規制の対象とされている物質に限り、その三つは、救済の対象を人の健康にかかる被害に限り、財産的損害は対象の外に置いているということであります。

このように三段がまるで限定をした理由は、外堀、中堀、内堀を掘つて企業の城を守り、企業責任をできるだけ回避しようといふ政府の魂胆が、ありありとうかがえるのであります。かつて、ごううたる国民非難的となり、公害対策基本法の条文からは姿を消した経済の発展との調和条項が、またぞろここに、姿を変えて返り咲いたとしてもよいのではないかとのことです。

これまでの公害の歴史を見ても明確なように、企業の責任が問題になつたのは、大気汚染、水質汚濁以外すべての公害類型においてであり、夫規制物質についてであります。カドミウム、有機水銀は、現在は規制の対象になつておりますが、イタイイタイ病や水俣病が発生した当時は、規制の対象外に置かれておりました。科学技術の進歩が今後新たな公害発生物質を増大させることを想います。昨日も、公害対策・環境保全特別委員会と科学技術振興対策特別委員会が、参考人を招いて、P.C.B.汚染の実態と対策の実情を調べるために連合審査会を開いたのでございますが、その

質疑の中の企業側の発言で、三十四年ごろすでにP.C.B.が人体に影響があることを知りながら、國內で本格生産に生産をせつせと重ねてきているという実情が明らかにされております。

また、無過失責任の対象となる被害を人の生命と身体に限定いたしておりますが、これは重大な誤りであります。語らまでもなく、人の生命、身体は、D.D.T., B.H.C., カドミウム、P.C.B.等々の公害被害を見られるよう、人間の口から、すでに汚染されている食品を通じて人体は被害を受けるのであります。健康破壊と生活破壊とは、分離して考えることができません。被害一般の無過失の対象を人の生命と身体に限るのは、根源を抑えずして上つたらだけを取り上げるわざと言えましょう。さきの因果関係の推定規定が無過失責任立法の大骨なら、この無過失の対象をいかに定めるかという問題は肉の部分であります。大骨に対するかといふのは、肉を切り、ふぬけのからの無過失立法をはすし、肉を取り上げるわざと合わせて、どれだけ被害を食いとめ、救済を実現することができると言えるのでしょう。(拍手)なぜ無過失の対象をこのように狭く限定したのですか。大石長官、これこそ誠意の見せどころとして、はつきりした御答弁を聞かせていただきたいのです。

第三の問題は、複数原因者の責任の範囲についてであります。

野党提案が連帯責任制をとっているのに対して、政府案は分割責任となつております。分割責任を認めると、公害企業は競つて分割責任を主張し、みずから責任を免れようとすることは、これまでの公害紛争の事例を見ても明らかと言えます。なぜ複数公害原因者の連帯責任制をとられてしまう。無過失損害賠償責任制度は、責任を広く認すことによって、他面では企業がみずから公害を防止するねらいが十分考えられてしかるべきであります。政府案のよな共同不法行為の責任の範囲では、複数公害の規制は有効に働き得ません。なぜ複数公害原因者の連帯責任制をとられなかつたのでしょうか。この政府案では、またまた、大どろぼうを逃がしてこそどろを追つかける

外報号

始末、むしろ、このような案のままなら、この規定は削除するほうがよいという意見すら国民の間にあります。(拍手)大石環境庁長官、ひとつこの点、納得のいくお答えをお願いいたします。

四番目に問題としたい点は、政府案に、公害発生施設に対する差止請求が欠落しているということであります。

差止請求については、政府案以外の案、すなわち学者グループ、日弁連、野党案、それそれがその必要性を強調いたしているところです。と申しますのは、今日、公害を防止するには、公害企業に対して公害発生施設の操業の停止等の必要な措置が適切に行なわれなければ、公害の排除はできるものではありません。さきの公害国会で、大気汚染防止法、水質汚濁防止法その他の法律で公害発生施設の許可の変更命令、改善命令、操業の一時停止等の一定の規制措置が整備されていますが、依然公害は増大の一途をたどっております。これは公害関係法の不備と申しますより、必要最小限度の規制がいまだ不十分であり、それが国、地方自治体の怠慢に基因する場合を見のがすわけにはまいりません。行政の怠慢を許さず、また法律の適用が好ましくないといわれるものは、法の原理として周知の事実であります。しかし、それは法の領域によって異なるのであって、必ずしも常に至上主義ではございません。

今日の命にかかるだけでなく、公害の広域化が異常な出産増大という将来の人類全体に危険を及ぼす事が予想されますとき、しかも、そうした不法行為を許さないという思想が人類全體のものにならうとしているとき、公害に限らずして過及適用を認めるることは、何ら法の原理に矛盾しないと存じます。さればかりか、日本国憲法第十三条にある「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に對する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。」とあることこそ重視すべきであります。

形式論理ではなく、熱い血潮の通つた政治家としての前尾法務大臣の御所見を伺いたいのでござります。

さて、以上基本的な点についての質問をいたしましたのでございますが、今度のいわゆる無過失賠償

の範囲は異なつてまいりますけれども、現在するに損害が発生しているイタイイタイ病、水俣病、各地域の呼吸器疾患等は範囲に含まれないことは明らかであります。

無過失責任立法は、被害者のいち早い救済が目がつかりするのであります。

いう語句が、あとの「排出」に連なるのか、それとも「損害」に連なるかによつて、この立法が救済する範囲は異なつてしまりますけれども、現在するに損害が発生しているイタイイタイ病、水俣病、各地域の呼吸器疾患等は範囲に含まれないことは明らかであります。

無過失責任立法は、被害者のいち早い救済が目がつかりするのであります。

問題は、環境破壊、健康破壊から人間の命と健康を守る問題であり、ひいては地球破壊から人類の生活とその環境を守る問題であります。つまり、日本の世界最高の高度成長は、地球破壊の最悪の犯罪人として、全世界から指摘を受けている現状認識と自覚なしに、わが国の公害対策を議論することは、もはや許されないと言うべきであります。

は、判例動向を決定づけてしまない、適当ではないという問題があるので、今回、本法案には因果関係の推定規定を置かないこととした次第であります。しかしながら、今後の問題としては、判例の動向を見守りつつ、判例の集積により、その方向のほぼ定着したと見られる時期にその成文化をはかるという方向で引き続き検討したいと考えております。

次に、公害問題についての政府の基本姿勢についてのお尋ねがありましたが、国民の健康で文化的な生活を確保するためには、公害対策の充実をはからなければならないことは言うをままたないところであります。政府は、このため、一昨年の第六十四臨時国会において、関係各種公害立法の抜本的整備をはかり、また、昨年七月には、環境保全行政の一元的行政をはかるために環境庁を発足させ、公害行政を総合的に推進しているところであります。今後も各種公害規制の一そなえの強化拡充を行ない、公害の未然防止をはかるとともに、健康被害者救済の充実をはかるなど、公害対策を強力に推進していく考えでございます。

以上、私から、二点についてお答えをいたしておきます。(拍手)

〔國務大臣前尾繁三郎君登壇〕

○國務大臣(前尾繁三郎君) 土井さんにお答えいたします。

無過失損害賠償責任は、御承知のように、從来の民法の大原則であります故意、過失がない行為については損害賠償責任がないという原則を大きくひっくり返すものであります。したがって、これを適用するということになりますと、企業はあまりにも不測の責任を負わなければならぬ、かえつて社会秩序を混乱させることになるのであります。これを採用すべきではないと思いません。過去の行為に対する救済につきましては、別途考へるべき問題だ、かように考える次第であります。

〔國務大臣田中角栄君登壇〕

○國務大臣(田中角栄君) 私から二点についてお

答えを申し上げます。

たゞいま總理大臣がお述べになりましたように、因果関係の推定と通産省の関係について、ます申し上げます。

無過失責任の立法化につきましては、当省としても、かねてから前向きの姿勢であります。したことは御承知のとおりでございます。因果関係の推定につきましては、当初の環境庁案につきまして協議をいたしましたとき、法律的意味、影響、効果等を慎重に検討いたしました。最近の判例で見ると、法律に明文の規定を置かなくとも、同じ効果が期待できるという議論もあります。なお、他方、これを広く解釈すると、実際上の公害に關係なくとも責任を負わされる場合が起こり得るとの不安も産業界にあつたことは事実でございます。このようなことから、判例、学説等も検討の上、環境庁は、本件に関しては判例の発展にゆだねることが適當という結論を出したわけでございます。

第二は、差止請求権の問題についてでございます。

公害により被害を受けるおそれのある者が、当該発生事業者に対し、事業の廃止または一部停止その他の措置をとるべきことを請求することができることの問題はございませんでした。今回の法律関係におけるべきことは、特に検討が行なわれなかつたのが事実でございます。いずれにせよ、本件につきましては、問題も多いものでございますから、慎重に検討すべきものと考えます。

〔國務大臣大石武一君登壇〕

○國務大臣(大石武一君) 土井さんの御質問に対して順次お答えをいたします。

その前に、いま私の考えを簡単に申し上げたいと思います。

それは、この無過失賠償責任制度は三年越しの内閣の懸案でございます。どんなことがあっても、できるだけ早い機会に国会に提出をして、こ

れを成立させることができわれわれの責任であると考へました。そういう意味で、この法律を一日も早く出したいということを願意いたしまして、環境庁発足以來、今日まで約八ヶ月にわたりまして、緊急にその法案の作成に努力いたしてまいりました。そしてでき上がりましたのが今日皆さまに申します。したがって、この法律をいつまで發展するおそれがないとはいえます。そういう不安があるということと、もう一つは、いまいろいろと判例がございまして、幸いにして協議をいたしましたとき、法律的意味、影響、効果等を慎重に検討いたしました。最近の判例で見ると、法律に明文の規定を置かなくとも、同じ効果が期待できるという議論もあります。なお、他方、これを広く解釈すると、実際上の公害に關係なくとも責任を負わされる場合が起こり得るとの不安も産業界にあつたことは事実でございます。このようなことから、判例、学説等も検討の上、環境庁は、本件に関しては判例の発展にゆだねることが適當という結論を出したわけでございます。

因果関係の推定の規定をとつたことでございましたが、これはおっしゃるとおり、われわれはある時期におきましては、この法律案の中に因果関係の推定の規定を入れたい、またそのように考えておきました。この問題はございませんでした。今回の法律関係におけるべきことは、特に検討が行なわれなかつたのが事実でございます。いずれにせよ、本件につきましては、問題も多いものでございますから、慎重に検討すべきものと考えます。

それはどうかと申しますと、つまり、公害といふものはあらゆる様態がございます。あらゆる様態のものが、いまわれわれが考え得られないようなものもたくさんあると思います。そういうものに、一般に通ずるような一般の推定の方針をきめることは非常に困難と考えます。そういう意味で、われわれは、このわれわれがつくりました因果関係の推定の規定も、初めは一つの代表的なケースについて法律上の推定の規定を置くことだけを考えておったわけございます。

しかし、その後いろいろと各方面の意見も承りまして、われわれも考えまして、このような法律案、このよくなあらゆる様態を持つ公害につきましても、何と申しましても、法的に間違いない

ざいます。それで、できるだけ明確なものを入れたい。しかも、一番われわれが環境で守るのは健康であること、健康を守るのが一番大事と考えましたので、そのような面に小さく限ったわけございません。しかし、これはいつまでもこのよろなしさいです。狭い範囲に限つておくわけではございません。もちろん、われわれは赤潮その他の生産の問題についても十分入れたいと考えました。しかし、赤潮自体にせよ、まだ赤潮と汚水との完全な因果関係はわかつておりません。その機序解明にはもう一、二年かかると思います。そのようなことで、もう少しいろいろな問題が解決されるまで待つてこういうものを順次取り入れて、できるだけ幅広いものにいたしたいと考えておるが、われわれのいまの気持ちでございます。

それから、複数原因者等の責任の問題でございますが、これは鉱業法等の場合と違いまして、われわれの考えておりますものは、業種も非常に特定されておりません。場所的にも非常に広くなりますが、また、原因者も多数あることが多いと考えられます。このようなことから、原因者の責任をどうな方向をとつたわけでございます。

それから四番目の、差止請求権でございますが、これはいろいろのも一つの考え方でござります。しかし、われわれが公害のために努力しておりますのは、公害をなくすことですございます。できるだけ規制をきびしくして、そうして監視を強化して、このような公害を起さないことがわれわれの目的でございますので、そのようなことをいたしております。それからさらに、現在段階におきましても、ある程度のこれに類したものはあらわるわけでございます。そういうわけで、今回あらわれわれは差止請求権というものをここに盛り入れなかつたのでございます。

それから五番目に、法律の廻りの問題でござります。

○議長(船田中君) 古寺宏哉

ますが、これは法務大臣から申し上げましたようなことでございまして、一般行為者に義務を課したり、あるいは権利を制限するような規定といたものは、大体週及しないことが法の前提だそうですから、それに従たのでございますが、もちろん、いろいろな今までの水俣病とのできる範囲におきましてその救済ができるように努力してまいる決意でございます。

○古寺宏矩 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま政府より提案のありました大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案に關連し、國民の健康の保護と生活環境保全の立場する具体的な問題について、總理並びに國務大臣に質問いたします。

まず第一にお尋ねしたい点は、無過失賠償責任制度に対する政府の姿勢についてであります。一昨年九月に、宇都宮市での一日内閣で總理が実現を約束して以来、ようやく本日提案を見たのであります。が、血と涙の歴史を繰り返してきた公害被害者や関係の当初の期待を全く裏切った法案といわざるを得ないのです。何ゆえ教済の対象を人の健康にかかわる被害に限定したのか。また、単独立法にしなかったのか。なぜ財産損害を除外したのか。しかも、対象を水と大気の汚染公害はもちろん、騒音、振動公害等を除外しきを防ぐために定められた有害物質によって発生した公害だけに限り、その他の物質による水と大気の汚染公害はそもそも、公害の特殊性を全く考慮せず、不適切の原則に固執していることあります。總理が三年を

前に約束し、大石環境庁長官が政治生命をかけるとまで言い切った本法立案の真意は、はたしてこのようなものであつたのかと申し上げたいのであります。これでは無過失無責任法案と断ざざるを得ないのであります。

わが党をはじめ野党三党は、国民の声に謙虚に耳を傾け、被害者の迅速適正な救済をはかるため、因果関係の推定規定はもちろん、財産損害を含めた典型公害、差止請求、保険制度、規制措置請求権及び被害については、法律施行前に遡及して適用すべきであると提案しているのであります。総理はいまこそ勇断をもつて人間性豊かな環境保全行政の発想の転換を行ない、そして行動に移すべきときであります。何ゆえ、平等の原則を無視して企業寄りに後退し、因果関係の推定規定を取り入れなかつたのか。そしてまた、公害被害者が激増し、公害患者の死亡が相次いで報せられるとき、このような骨抜きの法案を提案しなければならないのは何ゆえか。全国民に、そしてまた公害の被害者に対し、納得のいく御答弁を強く求めるものであります。

また次に、米たる六月二十五日、スウェーデンのストックホルムで開催される第一回国際環境国際会議に臨むわが国の基本の方針についてであります。

過日外務省より国連に送付されたレポートを見いたしますと、その内容は、わが国の公害の実態にはほとんど触れず、政府の施策を並べたものにすぎないのであります。P.C.B.によるカネミ油症、水俣病やイタイイタイ病こそ、公害先進国といわれるわが国の公害の実態ではないでしょうか。その意味からも、記念すべき第一回の会議に不参加の偽りのレポートを送つて、はたして環境保全に関する国際協力ができるとお考えでしようか。将来に禍根を残すようなことがあっては断じてならないと申し上げたいのであります。この点について、政府は、この会議にあらためてわが国の公害の実態を資料として提出し、世界的規模

拡大する公害、環境破壊を防止するために協力することこそが國に課せられた使命であり、諸外国の公害防止のための他山の石としてこそ公害王国の汚名を挽回することができると思うのであります。が、總理の御所見を承りたいと思います。

次に、過日OECDの會議で採択されたPPP、すなわち、公害防止費用の企業負担の原則に対する我が國の態度についてであります。

このOECDの決定につきましては数々の議論もございますが、あくまで原則として発生源企業がその費用を負担することは、広く國民の支持するところであろうと思いますが、政府はこのPPP原則についてどのように受けとめ、どう具体化していくかとしているのか。特に、我が國がOECDの委員会に、公害防止費用の発生者負担原則に関する例外規定を提案した意図は那辺にあるのか、お伺いしたいのであります。

また、過日來たびたび言われております環境容量規制体制の確立についてでありますが、もはや従来の大気・水質における、PPMで規制して、漸めて排出すればよいという、環境保全のためにほとんど役に立たない拡散希釈原理方式を廃止して、環境汚染の絶対量規制に移行すべきときであると思うのであります。また、そのための汚染のメカニズムの解決等についてどのようなビジョンをもつて対処されようとしておられるのか、御答弁を願いたいのであります。

さらに、最近、一部法律学者の中で、仮称環境権法ともいるべきものを提案する時期が到来していることが指摘されているわけであります。憲法の基本的人権を堅持する上からも、近い将来環境とは人間のためのものであるという、高い次元に立った立法措置がなされしかるべきかと思うのであります。が、御所見を承りたいと思います。

次に、環境庁発足以来、まだ公害国会を経て、法律の整備は一応の形を整えたにもかかわらず、毎日の公害病患者の激増は、ついに二月末現在六千数百名をこえるに至ってしまいました。法律が

整備されても患者は激増し、死の犠牲者さえ百四名にも至っている現状であります。総理は、この悲しまべき現実をどうお感じになり、今後どう対処なされようとしているのか、お伺いいたしたいと思います。

次に、経済抑止政策と新全國総合開発計画の再検討についてお伺いいたします。

ローマクラブが強く主張しているように、地球全体の公害が深刻となつてゐるので、経済成長を抑止すべきであります。そして、無公害開発のモデルが公害のモデルとなりつつある鹿島の開発の一の舞いを繰り返さないためにも、青森県のむつ小川原等の大規模工業開発等について、経済優先から地域住民の福祉優先、環境優先に、発想の転換をはかるべきと考えるのであります。が、総理はいかがお考えでしようか。

政府は新全總の総点検作業をスタートさせる考え方と聞いておりますが、現在の新全總の使命的なり欠陥として、環境問題が全く取り残されていることがあります。政府は、この実態をすみやかに改め、経済成長率を抑え、その上で根本的な公害防止対策を打ち出すべきであると思うのでござります。

質問の第二点は、P.C.B.汚染対策についてであります。

いまや国民は一億総油症化の危険にさらされてゐると言つても過言ではありません。各地に相次いで汚染の実態が暴露され、人体からも、魚はももちろん、母乳からも検出されております。通産省はすでに製造禁止及び使用規制の措置をとつたようではあります。すでに放出されて回収不能になったP.C.B.、これから発生すると思われる被害者の治療法の確立、廃棄物の処理、回収方法、汚染のメカニズム、慢性毒性の研究など、当面焦眉の急を要する課題が山積しているのであります。特に全国の汚染実態の総点検、及び第二、第三のP.C.B.汚染に対処するためにも、政府はいかなる方針で対処するお考えか、また、これらの対策と

して財政措置を考えておられるのか、また、P.C.B.について、大気、水質、土壤のそれぞれに早急に規制基準を作成し、有害物質に指定する必要性を痛感するものであります。が、関係各大臣よりそれが御答弁を願いたいと思うものであります。

質問の第三点は、基地公害対策についてであります。

公害対策基本法制定以来、たび重なる国民の要請にもかかわらず、いまだ基地公害は適用除外となるつてゐるのであります。

一例を申し上げるならば、青森県の防衛廳下北弾道試験場においては、昭和三十四年以來弾道試験のために相当広範囲にわたる海域が立ち入り禁止となり、漁民は生活の場は奪われて出かせぎを余儀なくされ、また激しい騒音のために周辺の小中学校は思うよろに授業もできず、地域住民の苦しみは言語に尽くせないものがあるのです。この下北試験場のように、基地公害に悩む多くの国民のいることを政府は知つておられるのかと申し上げたい。私は、住民の救済対策、今後の基地公害に対する公害防止計画の策定及び自然環境保全の立場から、政府はどのように取り組んでいますが、お伺いをする次第でございます。

いまや国民は一億総油症化の危険にさらされていると言つても過言ではありません。各地に相次いで汚染の実態が暴露され、人体からも、魚はももちろん、母乳からも検出されております。通産省はすでに製造禁止及び使用規制の措置をとつたようではあります。すでに放出されて回収不能になったP.C.B.、これから発生すると思われる被害者の治療法の確立、廃棄物の処理、回収方法、汚染のメカニズム、慢性毒性の研究など、当面焦眉の急を要する課題が山積しているのであります。特に全国の汚染実態の総点検、及び第二、第三のP.C.B.汚染に対処するためにも、政府はいかなる方針で対処するお考えか、また、これらの対策と

して財政措置を考えておられるのか、また、P.C.B.について、大気、水質、土壤のそれぞれに早急に規制基準を作成し、有害物質に指定する必要性を痛感するものであります。が、関係各大臣よりそれが御答弁を願いたいと思うものであります。

質問の第五点は、全国に数千カ所あるといわれております。休廃止鉱山の公害防除対策についてであります。この問題に関してわが党は、党公害対策本部を中心として現在まで、最近の土呂久、遠ヶ根、松尾、木浦、笛ヶ谷等全国各地の休廃止鉱山を精力的に調査してまいりました。その結果は想像を絶するずさんな管理、亜砒酸を含む各種有毒物質が長期間公然と放置され、環境は破壊され、地域住民や元徴業員は公害被害に苦しみなが、地元業者をしておられるのであります。数多い

施設であります。公害被害者の救済を被害者の立場からして、いかなる対策を考えておられるのか。さらにこの指揮監督体制の強化について、今後どのようにこの針のもとに対処していくのか。さらにこの特に農水産、動植物の被害や人体被害に対して、いかなる対策を考えておられるのか。また、特に政府に対し、無資力、無権者の休廃止鉱山については、仮称鉱山復旧法ともいべき法律の整備をはかり、国や県の力で早急に公害を取り除くことを御提案申し上げたいのであります。日増しに深刻な苦惱の生活を送る認定患者のいこうとする考え方、承りたいのであります。

(拍手)

さて、質問の第四点は冒頭にも申し上げましたように、公害病患者の救済についてであります。いまや公害被災者の発生地域は全国的規模に深く広がり、深刻さを増していけるのであります。実際に私は、特に政府に対し、無資力、無権者の休廃止鉱山について、仮称鉱山復旧法ともいべき法律の整備をはかり、国や県の力で早急に公害を取り除くことを御提案申し上げたいのであります。が、当局の御所見を承りたいと思います。

(拍手)

次に、この法案に関連して、裁判の遅延の問題、及び法曹一元化の問題についてお尋ねしたいのであります。

民事裁判が最終的に確定するまでには非常に長い期間を要し、十年以上も必要とすることは御承知のとおりであります。裁判の遅延は裁判の拒否にひとしいのであります。このような裁判の実情から、認定基準の再検討及び指定地域制の廃止など、本法の抜本的改正が当然にあります。特に医療手当の増額を含めた生活保障、疑わしき者には広く救済の手を差し伸べてあげる立場から、認定基準の再検討及び

法の支配に服する権利の放棄であります。総理は、この裁判の遅延についていかにお考えか、御所見を承りたいと思います。裁判の遅延の解消は裁判所の充実であり、裁判所の充実は法曹一元化であると考えられるのであります。今日法曹

(外) 報

考ております。そういう面ではどんな手段を使つても、たゞしそうな手段でござりますが、政府がどのような援助をしても、何をしても、私は、やはり公害をとめることに全力を注ぎたいと考えております。そういう意味で、この五月の開催理事会においては、この原則が採択されましょうけれども、まずいろいろとその了解、理解を求めて、もちろん、この原則には当然従つてもらわなければなりません。それは守らなければ、日本は世界の孤児になります。守らなければなりませんが、とりあえずいろいろな面を考えまして、國としても得る限りの、まず当面の間は、公害の防止にできるだけ努力してまいりたいと思います。しかし、近い将来には、このような考え方を取り入れなければなりません。そういうことでござります。

そこで、いろいろ財源のことがございますが、

たとえば無過失賠償責任制度を今度ここでつくりますと、どうしてもこれと相呼応して、やはりいろいろな被害者の救済、補償その他に関する費用の問題が出てまいります。このような財源を考えることが、やはり一つの大重要な問題だと思ひます。そういう意味で、この財源については、われわれはいろいろ考えなければなりません。

また、公害病患者のいろいろな補償の問題につきましても、将来、やはりこういう財源を考えることになりましようけれども、いずれにし

ればならないと思ひます。その意味で、これは政府が金を出しますが、P.P.P.からいえば、当然これは、いろいろな公害発生者から徴収することになります。それでも政府がその首頭をとつて、その中心となつてこのよしな財源の制度をつくることが必要であると考へて、努力してまいる決意でござります。それから、飛びますが、いろいろな排出基準の場合の濃度規制なり総量の規制の問題がござりますが、これは、たとえば大気汚染の場合には、硫酸化物等は、当然これは总量も将来は考えなけ

ればならないと思ひます。したがつ必ずしもできないものもござります。したがつ物質をいろいろと検討いたしまして、御趣旨は、やはり公害をとめることに全力を注ぎたいと考えております。その方向に持つてまいらなければならないと思ひます。

ただ、水につきましては、御承知のように全国一律の排出規制をしておりまますので、これを総量各県に上乗せ基準を設定してもらいまして、一そくその規制をきびしくしておる現状でござりますが、近い将来には、やはり水につきましては総量規制のことを考えまして、その総量の測定技術とかそういうもののを十分に考慮いたしまして、それらの方向に進んでまいりたいと思うのでござります。

また、環境権につきましては総理からお話をございまして、くどいことは申し上げませんが、私どもこのよしな行政をやつておりますのは、われわれの生活環境、健康で豊かな明るい生活環境を確立することにあるわけでございます。したがいまして、近い将来には当然環境権というものが

はつきり確立されてまいりだと思います。われわれはいろいろな権利の確立されることを心から待つておるわけでござります。

それから、P.C.B.につきましては、いろいろお話をございましたからあまり重複いたしませんが、P.C.B.は、御承知のようにまだ実態のわからぬものでござります。また、その分析方法さえ確立いたしておりません。そういうことで、全國に

下北試験場は、火器の弾道試験、性能試験、こういったことで近隣市町村、たいへん御迷惑をおかけいたしております。射撃場を移転したりいたしましたが、なお迷惑がかかるということですか、現在、騒音について嚴重な調査をし、周辺の学校その他については、基地周辺整備法を適用して、P.C.B.の分析法を確立いたしておりますが、大体見通しがつきましたので、近くその、環境基

準とは申せませんが、指針をつくりまして、そうして総点検に入ることになつております。実態を知ることが一番大事でございます。そして同時に、これに対する対策をして、やはり生物実験を中心としたいろいろなP.C.B.の人体に対する影響を検討しなければならぬと思います。しかし、総量的なものをとらえなければならない場面もたくさんございますので、御承知のように、各県に上乗せ基準を設定してもらいまして、一そくP.C.B.の対策を進めてまいりたいと思います。

次に、公害病患者の問題でございますが、これはいろいろな御注文がございましたが、その中の認定基準の改定のお話がございましたが、これは御承知のように昨年の八月でありますか、新しいものの方を全国に示しまして、疑わしきものを救うというような新しい認定の基準の方向をきめておるわけでございます。このようにしてできるだけ公害病患者を漏れなく救済できるように、また、その医療手当、介護手当、そういうものもできるだけ増額してまいりたいと思います。た

だ、指定地域の廃止といふことにつきましては、これはもう少し検討してみたいと思いますが、患者を漏れなく救うということについては、あらゆる努力をいたしたいと思う次第でございます。

大体そういうことでございますが、あと、薬品に無過失な品に適用する必要はないと考えておる次第でございます。

【國務大臣江崎真澄君登壇】
○國務大臣(江崎真澄君)　お答え申し上げます。
が、P.C.B.は、御承知のようにまだ実態のわからぬものでござります。また、その分析方法さえ確立いたしておりません。そういうことで、全國に

○國務大臣(木村俊夫君)　私に対するお尋ねは、新全國総合開発計画と公害の問題の関係でござります。

御承知のとおり、現行の新全國総合開発計画策定後におきまして、御指摘のように、環境問題がさらに一層深刻化しております。国土開

発の面から環境問題への対応をより明確化する必要があると考えますので、この観点から計画の總点検を行ないたいと思います。

総点検の具体的進め方につきましては、從来の

に環境問題については、現在各方面で進められております検討と関連させながら、一そらその重点を明らかにしてまいる所存でございます。

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

日程第一 労働保険特別会計法案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、労働保険特別会計法案を議題といたします。

労働保険特別会計法案

右
国会に提出する。

昭和四十七年二月一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

(設置)

第一条 労働者災害補償保険法(昭和二十一年法律第五十号)による労働者災害補償保険事業以下「労災保険事業」という。)及び失業保険法(昭和二十一年法律第百四十六号)による失業保険事業(以下「失業保険事業」という。)に関する政

府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)

第二条 この会計は、労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(勘定区分)

第三条 この会計は、労災勘定、失業勘定及び徴収勘定に区分する。

(労災勘定の歳入及び歳出)

第四条 労災勘定においては、第七条第一項の規定による徴収勘定からの受入金、労働者災害補償保険法第二十六条の規定に基づく一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金からの受入金、積立金から

生する収入、借入金及び附屬雑収入をもつてその歳入として、労災保険事業の保険給付費及び保険施設費、労働福祉事業への出資金及び交付金、第八条の規定による徴収勘定への繰入金、第八条の規定による徴収勘定への繰入金、第八条の規定による徴収勘定への繰入金及び利子、一時借入金の利子、

借入金の償還金及び利子、(第六条の規定により徴収勘定の歳出とされる業務取扱費を除く。)その他の諸費をもつてその歳出とする。

(失業勘定の歳入及び歳出)

第五条 失業勘定においては、第七条第二項の規定による徴収勘定からの受入金、失業保険法第二十八条及び第二十九条の二の規定に基づく一般会計からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金並びに附屬雑収入をもつてその歳入とし、失業保険事業の保険給付費及び保険施設費、雇用促進事業への出資金及び交付金、第八条の規定による徴収勘定への繰入金、借入金の償還金及び利子、一時借入金(徴収勘定の歳入及び歳出)

金の利子、失業保険事業の業務取扱費(次条の規定により徴収勘定の歳出とされる業務取扱費を除く。)その他の諸費をもつてその歳出とする。

(徴収勘定の歳入及び歳出)

第六条 徴収勘定においては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。)第十条第二項の労働保険料(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五条。以下「整備法」という。)第十九条第一項の特別保険料(以下「労災保険の特別保険料」という。)及び失業保険法第三十六条第一項の特別保険料(以下「失業保険の特別保険料」という。)郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第百九号)第四十条の規定による郵政事業特別会計からの受入金、

第八条の規定による労災勘定及び失業勘定からの受入金並びに附屬雑収入をもつてその歳入と

し、次条第一項の規定による労災勘定への繰入金、同条第二項の規定による失業勘定への繰入金、労働保険料の返還金、労働保険料の徴収及び労働保険事務組合に関する事務に係る業務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。

(徴収勘定からの労災勘定及び失業勘定への繰入入れ)

第七条 徴収法第十条第二項第一号の一般保険料(以下「一般保険料」という。)の額のうち同法第十二条第一項第一号の労災保険率に応ずる部分の額、同法第十条第二項第二号の第一種特別加入保険料の額、同項第三号の第二種特別加入保険料の額及び労災保険の特別保険料の額(以下「労災保険に係る労働保険料の額」という。)並びに徴収勘定の附屬雑収入の額のうち法令で定める額の合計額に相当する金額は、毎会計年度、徴収勘定から労災勘定に繰り入れるものとす

る。

(歳入歳出予算の区分)

第十二条 この会計の歳入歳出予算は、労災勘定、失業勘定及び徴収勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第十三条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

第十四条 前項の予算には、第九条第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同条第二項の書類を添附しなければならない。

(借入金)

第十五条 前項の予算には、第九条第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同条第二項の書類を添附しなければならない。

(借入金)

第十六条 徴収勘定の歳出に係る労働保険料の返還費を支弁するため必要があるときは、労災保険に係る労働保険料の額(純保険料の額に限る。)及び労働者災害補償保険法第二十六条の規定に基づく一般会計からの受入金をもつて、労災保険事業の保険給付費及び第八条の規定による同勘定からの徴収勘定への繰入金(労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額のうち労働者災害補償保険事業又は失業保険事業に係るものとして政令で定めるところにより算定した額に相当する金額は、毎会計年度、それぞれ労災勘定又は失業勘定から徴収勘定に繰り入れるものとする。

(労災勘定及び失業勘定からの徴収勘定への繰入)

(第八条の規定による労災勘定及び失業勘定からの受入金並びに附屬雑収入をもつてその歳入と

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

(第九条 労働大臣は、毎会計年度、この会計の歳

入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予定計算書には、各勘定に係る次に掲げる書類(徴収勘定にあつては、積立金明細表を除く。)を添附しなければならない。

2 前前年度及び当該年度の予定損益計算書及び

(微収勘定からの労災勘定及び失業勘定への繰入入れ)

二 前前年度及び当該年度の予定損益計算書及び

支弁するため必要があるときは、失業勘定の負担において、借入金をすることができる。

(一時借入金等)

第十三条 労災勘定又は失業勘定において、支払現金に不足があるときは、当該各勘定の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

(借入金等の借入れ及び償還の事務)

第十四条 第十二条の規定による借入金及び前条第一項の規定による一時借入金及び償還金還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

(國債整理基金特別会計への繰入れ)

第十五条 第十二条の規定による借入金の償還金及び利子並びに第十三条第一項の規定による一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十六条 労働大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、各勘定に係る次に掲げる書類(微勘定にあつては、積立金明細表を除く。)を添附しなければならない。

(歳入歳出決定計算書及び貸借対照表並びに当該年度末における積立金明細表)

第十七条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書及び同条第一項の書類(積立金の運用)

(第二十一条 労災勘定及び失業勘定の積立金は、資金運用部に預託して運用することができる。

(余裕金の預託)

第十二条 各勘定において、支払現金に余裕

(剩余额の処理)

第十八条 労災勘定又は失業勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余额を生じたときは、これを当該各勘定の積立金として積み立てなければならぬ。

2 労災勘定又は失業勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じたときは、当該各勘定の積立金から、これを補足するものとする。

3 徴収勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余额を生じたときは、これを同勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

4 徴収勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余额を生じたときは、それを当該各勘定の積立金から、これを補足するものとする。

5 徴収勘定又は失業保険特別会計の歳出未済額の繰越し

第十九条 労災勘定又は失業勘定の積立金は、労災保険事業又は失業保険事業の保険給付費及び

第八条の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金(労働保険料の返還金の財源に充て

るための額に相当する額の繰入金に限る。)を支

付するため必要があるときは、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳人に繰り入れること

ができる。

(国庫負担金の過不足の調整)

第二十条 失業勘定において、毎会計年度一般会計から受け入れた金額が、当該年度における失業保険法第二十八条及び第二十八条の二第一項の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合には、当該超過額に相当する

金額は、翌年度においてこれらの規定による国庫負担金として一般会計から受け入れる金額か

ら減額し、なお残余があるときは翌年度まで

の規定による国庫負担金の額に対しても繰り入

れる。又は不足する場合には、当該超過額に相当する

金額は、翌年度においてこれらの規定による国

庫負担金として一般会計から受け入れる金額か

ら減額し、なお残余があるときは翌年度まで

の規定による国庫負担金の額に対しても繰り入

れる。

(第二十二条 各勘定において、支払現金に余裕

があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

5 この法律の施行前に収納した労災保険特別会計、失業保険特別会計又は一般会計の昭和四十年度の歳入に属する労災保険事業及び失業保険事業に係る収入は、政令で定めるところによればならない。

2 労働大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第二項の規定による繰越しをしたときは、その経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合に

は、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

4 この法律による委任

第二十四条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定めること。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度の予算から適用する。

2 労働者災害補償保険特別会計(昭和二十二年法律第五十一号)及び失業保険特別会計(昭和二十二年法律第一百五十七号)は、廃止する。

3 労働者災害補償保険特別会計(以下「労災保険特別会計」という。)及び失業保険特別会計の昭和四十六年度の出納の完結の際当該各会計に所属する積立金の額に相当する額は、第十八条第一項の規定により、それぞれこの会計の労災勘定又は失業勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行前に労災保険特別会計又は失業保険特別会計に所屬する権利義務は、政令で定めるところにより、この会計の労災勘定、失業勘定又は失業勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ当該各勘定の歳入及び歳出とする。

5 この法律の施行前に労災保険特別会計又は失業保険特別会計の昭和四十七年度の暫定予算に

入の額に相当する額は、第七条第一項又は第八条の規定の例により、同勘定から労災勘定又

めるところにより、この会計の労災勘定、失業勘定又は徴収勘定の同年度の予算に基づいてしたものとみなす。

6 労災保険特別会計又は失業保険特別会計の昭和四十六年度の歳出予算の経費の額のうち財政法第四十四条の三若しくは第四十二条ただし既に繰り越して使用することができる。ただし、この会計の労災勘定、失業勘定又は徴収勘定の歳入とみなす。

7 労災保険特別会計又は失業保険特別会計の昭和四十六年度の出納の完結の際当該各会計に所屬する積立金の額に相当する額は、第十八条第一項の規定により、この会計の労災勘定、失業勘定又は失業勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

8 労災保険特別会計又は失業保険特別会計の廃止の際当該各会計に所屬する権利義務は、政令で定めるところにより、この会計の労災勘定、失業勘定又は失業勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ当該各勘定の歳入及び歳出とする。

9 前項の規定により労災勘定、失業勘定又は徴収勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ当該各勘定の歳入及び歳出とする。

10 前項の規定により徴収勘定の歳入とされる取

得額に相当する額は、第七条第一項又は第八条の規定の例により、同勘定から労災勘定又

一部を改正する法律案を議題といたします。

〔高橋清一郎君登壇〕

て、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十七年二月三日

内閣総理大臣 佐藤 繁作

簡易生命保険法の一部を改正する法律

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改定する。

第十七条第一項中「二百万円」を「三百万円」に改める。

第三十二条第一項及び第三十七条の六中「支払う」を「支払わない」と改める。

第三十九条中「九十八」を「百分の百」に改める。

第四十四条第一項中「支払う」を「支払わない」と改めることができるに改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

改正後の第三十九条の規定は、この法律の施行後に発生した同条に規定する事由による還付金の支払から適用する。

理 由

簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、保険金額の最高制限額を三百万円に引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○謹長(船田中君) 委員長の報告を求めます。通信委員長高橋清一郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○謹長(船田中君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○謹長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつ

おける地目変換の事業(埋立て及び干拓を除く)及び当該事業とこれに附帯して施行することを相

当とする土地の区画質の変更の工事その他農用地の改良又は保全のため必要な工事の施行とを一

体とした事業をいう)に改め、同項第五号中「そ

の保全若しくは利用上必要な施設」を「土地改良施設」に改める。

日程第四 土地改良法の一部を改正する法律案(第六十五回国会、内閣提出)

右
国会に提出する。

○謹長(船田中君) 日程第四、土地改良法の一部を改正する法律案を議題といたします。

案(第六十五回国会、内閣提出)

〔高橋清一郎君登壇〕

て、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○謹長(船田中君) 地の改良又は保全のため必要な工事の施行とを一

体とした事業をいう)に改め、同項第五号中「そ

の保全若しくは利用上必要な施設」を「土地改良施設」に改める。

第三条第五項中「第五十条第一項の規定により

譲与する土地」を「第五十条第一項の道路等の用に供している土地の所有者としての國若しくは地方公共団体」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 换地計画において換地を定めない従前の土地

若しくは換地計画において第七条第四項の非農用地区域内に換地を定めた従前の土地若しくはその換地の所有者若しくはこれらの土地につき

所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者、第五十三条の二第二項若しくは第五十三条の二の三第一項(これらの規定を第八十九条の

二第三項及び第九十六条の四において準用する場合を含む)の規定により指定された土地の所

有者若しくは当該土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者又は第五十四条の二第五項(第八十九条の二第十項及び第九十

六条の四において準用する場合を含む)の規定により土地を取得した者には、これらの者とし

ては、第一項の規定を適用しない。

8 第五条第六項又は第七項(これらの規定を第

四十八条第七項(第九十六条の三第五項において準用する場合を含む)、第八十五条第五項、

第八十五条の二第五項、第八十七条の二第六項、第八十七条の三第六項及び第九十六条の二

第五項において準用する場合を含む)の承認又

は同意に係る土地(承認に係る土地にあつては、農用地及び第五十条第一項の道路等の用に供されている上地並びにこれらの土地以外の土

地で、その承認に際し、その承認をした行政庁又は地方公共団体が農用地として利用する旨を

農業委員会に申し出たものを除き、同意に係る上地にあつては、その同意に際し、その同意をした第一項第三号又は第四号に該当する者が、(当該上地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者が他に存するときは、その者の同意を得て)農用地として利用する旨を農業委員会に申し出た土地を除く。以下「特定用途用地」という。)についての第一項第三号又は第四号に該当する者には、当該特定用途用地又は当該特定用途用地を從前の土地とする換地についての同項第三号又は第四号に該当する者としては、同項の規定を適用しない。

第三条第四項中「第九十四条の八第六項」を「第九十四条の八第七項(第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。)」に改め、「昭和二十七年法律第二百二十九号」を削り、「基づき」を「基づき」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項の次に次の二項を加える。

4 第二項又は第三項の規定の適用については、農地保有合理化法人(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第二項ただし書に規定する政令で定める法人をいう。以下同じ。)がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、農地保有合理化法人がその所有する農用地を貸し付けた場合において当該農用地が当法第七条第一項第十三号の指定を受けているとき、又は農地保有合理化法人がその借り受けている農用地を農地保有合理化促進事業(同法第三条第二項ただし書の農地保有合理化促進事業をいう。以下同じ。)の実施により貸し付けるまでの間一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において農業委員会が省令の定めるところによりその旨の認定を受けたときは、その農地保有合理化法人をその農用地につき権限に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

第五条第一項中「二以上の土地改良事業を包括したもの」の施行を目的とし、その他及びその各

土地改良事業につきその施行に係る地域の重複その他」を削り、同条第二項中「二以上の土地改良事業を包括したものの施行を目的とし、その他」を削り、「全体構成」の下に「次項において同じ。」を加え、「当る」を「當たる」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「農用地造成事業」を「農用地造成事業等」に、「前二項」を「第二項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「掲げる事業」の下に「又は当該事業と他の事業とを一体とした同項第一号に掲げる事業」を加え、「農用地造成事業」というを「農用地造成事業等」と総称する「に」、「前項」を「第二項」に、「その農用地造成事業」を「その同条第二項第三号に掲げる事業」に改め、「地域」の下に「(以下「農用地造成地域」という。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

第五条に次の二項を加える。

7 建築物の敷地、墓地、境内地その他の農用地以外の土地(前項に規定する土地を除く。)で政令で定めるものを含めて第一項の一定の地域を定めるには、その土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全員の同意がなければならない。

第六条の見出し中「農用地造成事業」を「農用地造成事業等」に改め、同条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「当該農用地造成事業」を「当該農用地造成事業等」に、「農用地造成事業に係る」を「農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての」に、「農用地造成事業に参加する」を「農用地造成事業等に参加する」に改め、同条第二項中「農用地造成事業」を「農用地造成事

第七条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「農用地造成事業に係る」を「農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の工事に関する事項は、換地計画を定める土地改良事業でその施行に係る地域のうちに農用地以外の用に供する土地（その土地改良事業によつて生ずる土地改良施設の用に供する土地を除く。）として工事を施行する土地を含むものについては、その工事を施行する土地の区域（以下「非農用地区域」という。）とその他の土地の区域を分けて、そのそれれにつき定めなければならない。

第八条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「左の」を「次の」に改め、「場合」の下に「及び次項の規定に該当する場合」を加え、同項の次に次の二項を加える。

5 都道府県知事は、前条第四項に規定する土地改良事業に係る同条第一項の規定による申請について、当該土地改良事業計画において定められた非農用地区域が次に掲げる要件に適合する場合でなければ、第一項の規定により適当とする旨の決定をしてはならない。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域に特定用途用地その他農用地以外の土地で引き続き農用地として利用されないことが確実であると見込まれるものが含まれる場合には、当該地域内における農用地の集団化その他農業構造の改善に資する見地からみて、当該非農用地区域がこれらの土地に代わるべき土地の区域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をとることのないものであること。

二 当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者の生活上若しくは農業經營上必要な施設（その土地改良事業によつて生ずる土地改良施設を除く。）の用に供する土地又は園

若しくは地方公共団体の計画からみて当該土地改良事業の施行に係る地域内に近く設置することが確実と見込まれる公用若しくは公共の用に供する施設（その土地改良事業によって生ずる土地改良施設を除く。）の用に供するための土地が新たに必要な場合には、当該非農用地区域が当該施設の用に供する土地の区域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をとること。

三 前号に掲げる場合のほか、当該土地改良事業の施行に係る地域の自然的・経済的・社会的情諸条件からみて当該地域内にある農用地の一部がその施行後において農用地以外の用途に供されることが見通される場合には、当該地域内において引き続き農用地として利用されるべき土地の効率的な利用を確保する見地からみて、当該非農用地区域がその農用地以外の用途に供することを予定する土地の区域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をとれないものであること。

第九条第一項中「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同条第二項中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第十八条第六項中「行う」を「行なう」に改め、同項に次の大し書を加える。

ただし、定款の定めるところにより、役員候補者が選舉すべき役員の定数以内であるときは、投票を省略することができる。

第十八条中第十七項を第十八項とし、第十一項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の二項を加える。

11 役員（設立当時の役員を除く。）は、第三項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、組員が総会において選任することができる。

第二十三条第三項中「禁じ」を「禁止」に改める。

第三十六条第一項中「の規定」を「第九十条第九項又は第九十一条第五項の規定」に改め、同条第二項中「当つては」を「たつては、地積、用水

19

4 第五十七条の二第一項中「かんかい排水施設」を「農業用用排水施設」に改め、「当該土地改良事業計画で定めるものを除き」を削り、同条に次の一項を加える。

都道府県知事は、第一項又は前項の認可をしたときは、省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を公布しなければならない。

第二章第一節第三款第一目中第五十七条の二の次に次の一条を加える。

(予定外廃水の排除等のための措置)

第五十七条の三 土地改良区は、前条第一項の規定により管理規程を定めて管理する農業用用排水路に、当該管理規程で予定する廃水以外の廃水が排出されることにより、当該農業用用排水路の管理に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該管理規程の定め

施行」に、「農用地造成事業に係る」を「農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の場合には、第五条第三項、第六項及び第七項の規定を準用する。

第八十五条の二第一項中「又は農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会又は農地保有合理化法人」に、「についての農用地造成事業」を「農用地であります、その農用地につき第三条第四項の規定により農地保有合理化法人が耕作又は養畜の業務を営む者とみなされるものを含む。以下「地方公共団体等有資格地」という。」についての第二条第二項第三号に掲げる事業（以下「農用地造成事業」という。）に、「当該農用地造成事業の施行に係る地域内にある土地を権原に基づき使用し及び

2 以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、当該関係市町村が共同して)国営土地改良事業にあつては農林大臣に、都道府県管土地改良事業にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

市町村は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要(二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び省令で定めるときにつきにあつては全体構成)及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設(省令で定めるものに限る)がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を告げて、その土地改良事業の施行に係る地城

は変更を内容とする第二条第二項第一号に掲げる事業であつて、その他の土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業と一体となつてその効果が生じ又は増大するもののうち、当該他の土地改良事業の計画内容がなお未確定であるため第二項の三分の一以上の同意を求めることが適当でないと認められるものについては、当該他の土地改良事業が計画内容を確定して施行される確実な見込みがあり、かつ、その確定をまつて当該第二条第二項第一号に掲げる事業に着手するときは、当該事業の規模からみてその完了が著しく遅延し、農業振興地域整備計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認められる場合においては、市町村は、第二項の規定によらず、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、第

2 土地改良区は、その管理する農業用排水路をして他の土地改良施設（土地改良区が委託を受け管理するこれらの施設を含む。）が、市街化の進展その他の社会的経済的諸条件の変化に伴い下水道その他の土地改良施設以外の施設の用に兼ねて供することが適當であると認められるに至つた場合には、関係地方公共団体、関係事業者その他の関係人に對し、当該土地改良施設を當該施設の用に兼ねて供すること及びその兼ねて供する場合における当該土地改良施設の管理の方法、その管理に要する費用の分担その他必必要な事項につき協議を求めることができる。この場合において、当該土地改良施設がその上地改良区が委託を受けて管理するものであるときは、あらかじめ、その委託をした者の同意（その委託をした者が国又は地方公共団体である場合にあつては、その承認）を得なければならぬ。

第五十七条第一項第一号の「排水施設、農業用道路その他の農用地の保全又は利用上必要な施設（以下「土地改良施設」という。）」を「土地改良施設」に改める。

し、その排出する廃水の量を減ずること、その排出を停止することとその他必要な措置をとるべき」とを求めることができる。

第六十八条第二項中「第十八条第十五項から第十七項まで」を「第十八条第十六項から第十八項まで」に改める。

第八十二条第一項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 役員（土地改良区連合設立当時の役員を除く）は、前項本文の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、総会で選任することができる。

第八十五条第二項中「二以上の土地改良事業を包括したもの」の施行を申請し、その他」を削り、「造成事業等の施行」に、「農用地造成事業に係る」を「農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての」に改め、同条第四項中「農用地造成事業」を「農用地造成事業等」に、「第五条第五項」を「第五条第五項」に改め、同条第五項中「農用地造成事業等の」を「農用地造成事業」に改める。

2 地方公共団体等は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、省令の定めるところにより、同項の農用地造成事業の計画の概要につき市町村長の意見をきかなければならぬ。ただし、市町村が当該申請をする場合には、当該市町村の長の意見については、この限りでない。

第八十五条の二を第八十五条の三とし、第八十五条の次に次の二条を加える。

第八十五条の二 市町村は、農業振興地域整備計画(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十号)第八条第一項又は第九条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいふ。以下同じ)を達成するため必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、その農業振興地域整備計画に定める土地改良事業を国又は都道府県が行なうべきこと

内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の一（二以上）の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地について同条に規定する資格を有する者の三分の一（二）以上の同意を得なければならない。

3 農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む第一項の規定による申請をするには、市町村は、前項の三分の一以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある上地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

4 第一項の場合において、その申請が農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、その農用地造成事業等については、第五条第五項及び第六条の規定を準用する。

5 第一項の場合（次項の規定により市町村の議会の議決を経て第一項の規定による申請をする場合を除く。）には、第五条第六項及び第七項の規定を準用する。

6 政令で定める基幹的な土地改良施設の新設又

内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地について同条に規定する資格を有する者の三分の二）以上の同意を得なければならない。

二 耕用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む第一項の規定による申請をするには、市町村は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある上地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

三 農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、その農用地造成事業等については、第五条第五項及び第六条の規定を準用する。

四 第一項の場合において、その申請が農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、その農用地造成事業等については、第五条第六項及び第七項の規定を準用する。

五 第一項の場合（次項の規定により市町村の議会の議決を経て第一項の規定による申請をする場合を除く。）には、第五条第六項及び第七項の規定を準用する。

六 政令で定める基幹的な土地改良施設の新設又は変更を内容とする第二条第二項第一号に掲げる事業であつて、その他の土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業と一体となつてその効果が生じ又は増大するもののうち、当該他の土地改良事業の計画内容がなお未確定であるため第二項の三分の二以上の同意を求めることが適当でないと認められるものについては、当該他の土地改良事業が計画内容を確定して施行される確実な見込みがあり、かつ、その確定をまつて当該第二条第二項第一号に掲げる事業に着手するときは、当該事業の規模からみてその完了が著しく遅延し、農業振興地域整備計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認められる場合においては、市町村は、第二項の規定によらず、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、第

7 市町村は、前項の規定により当該市町村の

市町村は、前項の規定により当該市町村の議会の議決を経て、第一項の規定による申請をするには、あらかじめ、省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設（省令で定めるものに限る。）がある場合には、その土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を示して、当該申請につき、関係土地改良区その他農林大臣の指定する者の意見をきくとともに、国営土地改良事業にあつては、都道府県の同意を得なければならない。

9 市町村は、第一項の規定による申請をするに
は、省令の定めるところにより、その申請書に第
二項の規定により公告した事項（第六項の規定
により市町村の議会の議決を経てする申請につ
いては、第七項の規定により示した書面）を記載
した書面及び第二項の三分の二以上の同意（農
用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の
一部に含む申請については、同項の三分の二以
上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る
農用地造成地域内にある土地についての農用地
外資格者についてその全員の同意、第六項の規
定により市町村の議会の議決を経てする申請に
ついては、当該議決及び当該申請に係る第七項
の同意）があつたことを証する書面を添附し、こ
れを、国営土地改良事業にあつては、國關係都道
府県知事を経由して、（第六項の規定により市
町村の議会の議決を経てする国営土地改良事業
の申請にあつては、直接、）農林大臣に、都道
府県営土地改良事業にあつては、國關係都道府県
知事に提出しなければならない。

会の議決を経てされた同条第一項の規定による申請に係る土地改良事業（以下「市町村特別申請事業」といふ。）を除く）の適否の決定」に改め、「第八十五条第二項」の下に「若しくは第八十五条の二第二項」を加え、「前条第二項」を「前条第三項」に改め、「都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 都道府県知事は、都道府県が行なう市町村特別申請事業につき、第一項の規定により適当とする旨の決定を行なうには、あらかじめ省令の定めるところにより、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

第八十七条第一項中「第七条第三項、」を「第七条第三項及び第四項並びに」に改め、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項の土地改良事業計画において非農用地区域を定める場合には、その非農用地区域は第八条第五項各号に掲げる要件に適合することとなるよう定めなければならない。

第八十七条の二第一項中「又は第八十五条の二第一項を」、第八十五条の二第二項又は第八十五条の三第一項に「行う」を「行なう」に、「外」を「ほか」に、「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「同項第五号」を「同項第一号に掲げる事業にあつては上記地改良施設の新設、管理、廃止又は変更に係るもの、同項第五号」に、「あつては、」を「あつては」に改め、同条第三項中「二以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他」を削り、同条第四項中「場合には」の下に「、第五条第六項及び第七項」を加え、「第八十六条第二項及び第三項

五項から第十項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項の規定により土地改良事業計画を定めるには、農林大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、(同項第三号の事業に係る土地改良事業で定めるものに限る。)がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項(第一項第三号の事業に係る土地改良施設(省令計画を定める場合には、前項の規定により公告する事項)について、國營土地改良事業については関係都道府県知事と、都道府県營土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林大臣の指定する者との土地改良施設の管理者とする旨を定めるとき)にあつては、その者と協議しなければならない。

5 都道府県知事は、國營土地改良事業につき、農林大臣の前項の規定による協議をする場合にあらかじめ、関係市町村長と協議しなければならない。

第八十七条の三第一項中「第八十五条の二第二項の規定による申請に基づいて行なう農用地造成事業に係る土地改良事業計画」に改め、「二以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他」を削り、「第八十五条の二第一項の規定による申請に基づいて行なう農用地造成事業並びに」を「市町村特別申請事業、第八十五条の三第一項の規定による申請に基づいて行なう農用地造成事業並びに」に改め、同条第二項及び第三項を次のよう改める。

は第八十五条の二第一項の規定による申請に基づいて行なう農用地造成事業等に係る土地改良事業計画の変更（その変更により新たな地域がその農用地造成事業等に係る農用地造成地域の全部又は一部となるものに限る。）をし、又はこれららの規定による申請に基づいて行なう土地改良事業で農用地造成事業等でないものを農用地造成事業等とするために土地改良事業計画の変更をしようとする場合には、前項の三分の二以上の同意又は第六項において準用する第四十八条第四項の三分の二以上の同意のほか、その計画の変更により新たに農用地造成地域の全部又は一部となる地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

3 前項に規定する土地改良事業計画の変更については、その変更により新たに農用地造成地域の全部又は一部となる地域につき第五条第五項の規定を準用する。

第八十七条の三第八項中「第八十六条第二項及び第三項」を「前条第四項及び第五項に改め、同項を同条第十五項とし、同条第七項中又は第五項」を「第七項又は第十二項」に、「前項において準用する第八十七条规定から第六項まで」を「第六項、第十項又は前項において準用する第八十七条规定から第七項まで」に改め、同項を同条第十五項から第九項まで「第十四項」とし、同条第六項中「第一項又は」を削り、「第八十六条第二項及び第三項並びに第八十七条第四項から第九項まで」を「第八十七条第五項から第十項まで並びに第四項及び第五項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第四項中「同項の規定による公告をする前に、その公告をする事項」とあるのは「第八十七条の三第十二項の規定により規定する事項を示す前に、その示す事項」と、「國務都道府県知事」とあるのは「國務都

官 告 聲 (另 外)

道府県知事（その変更について第八十七条の三第十二項の規定により同意を得なければならない。）と、同項及び第五項中「関係市町村長」とあるのは、関係市町村長（その変更について第八十七条の三第十二項の規定により同意を得なければならない。）と読み替えるものとする。

第八十七条の三第六項を同条第十三項とし、同条第五項中「第八十五条の二第一項」を「第八十五条の三第一項」に、「土地について権原に基づき使用地及び収益をしている」を「地方公共団体等有資格地について第三条に規定する資格を有する」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第四項中「第八十五条の二第二項」を「第八十五条の三第二項」に、「土地を地方公共団体等が権原に基づき使用し及び収益している場合でその土地が当該地方公共団体等の第三条に規定する資格に係るものである」を「土地が地方公共団体等有資格地である」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第三項の次に次の七項を加える。

4 第一項に規定する土地改良事業計画の変更をするには、農林大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、同項の規定による公告をする前に、そにあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林大臣の指定する者をその土地改良施設の管理者とする旨を定めることにあつては、その者と協議しなければならない。

項、第八条第二項及び第三項、第四十八条第四項並びに第八十七条第五項から第十項までの規定を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第四十八条第四項中「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第八十七条の三第一項の三分の二以上の同意」と読み替えるものとする。

7 農林大臣又は都道府県知事は、市町村特別申請事業に係る土地改良事業計画につき省令で定める重要な部分の変更をしようとする場合には、あらかじめ、省令の定めるところにより、その変更後の土地改良事業計画の概要及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項を示して、当該変更につき、関係土地改良区その他の農林大臣の指定する者の意見を聞くとともに、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるときは、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域）の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村のすべての同意を得、かつ、国管土地改良事業にあつては、これらの市町村の全部又は一部をその区域に含むすべての都道府県の同意を得なければならぬ。

8 市町村又は都道府県は、前項の規定による同意をするには、あらかじめ、省令の定めるところにより、当該変更につき、当該市町村又は都道府県の議会の議決を経なければならない。

9 都道府県知事は、市町村特別申請事業に係る土地改良事業計画につき第七項に規定する変更をしようとする場合には、同項の規定によるほか、あらかじめ、省令の定めるところにより、

とし、同項の次に次の三項を加える。

11 國又は都道府県は、第三項において準用する第五十三条の二の三第三項、第八項において準用する第五十三条の八又は前項において準用する第五十四条の三の規定により、仮清算金、補償金、清算金その他の金錢(以下第十三項までにおいて「仮清算金等」といふ。)を土地改良区の地区内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に支払い、又はこれらの者から徴収する場合には、省令の定めるところにより、仮清算金等をこれらの者に支払い、又はこれらの者から徴収するのに代えて、これらの者に支払うべきすべての仮清算金等の額(第一百二十三条第一項の規定により供託しなければならない金錢の額を除く。)を合計して得た額に相当する額の金錢をその土地改良区に支払い、又はこれらの人から徴収すべきすべての仮清算金等の額を合計して得た額に相当する額の金錢をその土地改良区から徴収することができる。この場合には、これらの者に係る仮清算金等の明細を明らかにして、その支払又は徴収の期日の相当期間前までにその旨をその土地改良区に通知しなければならない。

12 上地改良区は、前項の規定により金錢の支払を受けた場合には、省令の定めるところにより、その支払の通知に係る同項の仮清算金等の明細に従い、仮清算金等をその地区内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に支払わなければならない。

13 土地改良区は、第十一項の規定により徴収される金錢を國又は都道府県に納付した場合に、省令の定めるところにより、その徴収の通知に係る同項の仮清算金等の明細に従い、仮清算金等をその地区内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者から徴収することができる。

昭和四十七年四月十四日 衆議院会議録第二十一号 土地改良法の一部を改正する法律案

司案第七項中「前項二」第六項二、三、「第五十三條

६०

同条第七項中「前項」を「第六項」に、「第五十三条の六第一項後段及び第二項」を「第五十三条の六第一項後段及び第三項」に改め、「第五十三条の八の規定」を「の下に」、「前項の規定による使用及び収益の停止」については第五十三条の六第一項後段及び第三項並びに第五十三条の七の規定を「」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 農林大臣又は都道府県知事は、換地処分を行なう前ににおいて、第三項において準用する第五十三条の二の三第三項の規定により仮清算金が支払われた上地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対して、期日を定めて、その期日からその土地の全部について使用し及び収益することを停止させることができる。

(清算金等の徴取)
第八十九条の三 国は、前条第八項において準用する第五十三条の八第二項若しくは第三項、前条第十項において準用する第五十四条の三又は前条第十一項の規定により徴収すべき金銭(以下この条において「清算金等」と総称する。)を納付しない者がある場合には、督促状により期限を指定してその支払を督促しなければならぬ。
い。

3 國は、前項の規定による督促をした場合において、その督促状で指定する期限までに清算金等を支払わないときは、その期限満了の翌日から清算金等の支払のある日までの日数に応じ、滞納額につき年十四・五パーセントの割合により計算した金額を延滞金として徴収することができる。

4 第一項の規定による督促は、民法第百五十三條の規定にかかわらず、時効中斷の効力を有する。この例により処分することができる。この場合において、清算金等及び同項の延滞金の先取特權の順位は、國税及び地方税に次ぐものとする。

年法律第六十六号)第三百八十二条第一項(繰入金の納付が行なわれた場合の第六十三条(納税の猶豫)、第一百一十八条第三項(端数計算等)及び税額の確定金額の端数計算等の徴収について準用する。

あり、同法第百十八条规定
四項中「附帶税」とある
るるものとする。

「土地改良事業」の下に
く。)」を加え、「前項の
、同条第三項中「行う」

人第五項（第九十四条
用する場合を含む。）
「土地改良事業」の下に

く。」を加え、同条第
四項^一を、第九十四条の
の二第六項において準
用する旨を定めた。

同条第ノ項中第ノ項
より國が行なう同項第
又は二を削り、二規定に

第三項の規定による旨により徵収するものを同条第十一項と

第七項 第七項又は第十項とし、同条第八

施設の新設若しくは整備の一部に含む土地改良特別申請事業(以下「開拓」という。)と一体となつて

てその効果が生じ、又は増大するもの（以下この項において「関連土地改良事業」という。）を行なう者その他国営市町村特別申請事業によつて利益を受ける省令で定める者から、その者の受け利益（関連土地改良事業を行なう者にあつては、その行なら関連土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が当該国営市町村特別申請事業によつて受ける利益の合計）を限度として、同項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。

第九十条の二を次のように改める。

（国営土地改良事業に係る特別徴収金）

第九十条の二 國、都道府県又は市町村は、国営土地改良事業（第八十七条の二第一項の規定により國が行なら土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき第一百十三条の二第三項の規定による公告があつた日（その日前に、農林大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によつて受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等を受けるため所有権の移転等をした場合、用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、地改良事業による利益を受けていないものとな

六〇四

つては、前項の場合(市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。)には、前条第四項の規定を準用する。

第一項の特別徴収金の額は、国が徴収するものによつては、日本二千円又は其額に更へて是用する者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあつては、条例で)特別徴収金を徴収することができる。

のにあつては、國營土地改良事業に要した費用のうちその徵収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額から当該國營土地改良事業につき前条第一項の規定により都道府県が負担する負担金のうち当該土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とし、都道府県が徵収するものにあつては、國營

土地改良事業につき同項の規定により都道府県
が負担する負担金のうちその徵収に係る上廻に
係る部分の額として政令の定めるところにより
算定される額から当該国営土地改良事業につき

同条第二項 第四項又は第五項の規定により都道府県が徵収する負担金のうち当該土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とし、市町

村が徴収するものにあつては、國營土地改良事業につき同条第五項の規定により市町村が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額から当該国營土地改良事業につき同条第六項の規定により市町村が徴収する負担金のうち当該土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とする。

4
国、都道府県又は市町村は、第八十七条の二第一項の規定により國が行なう同項第二号の事業により造成された土地を第九十四条の八第五項（第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により取得した者又はそ

の承継人が、これらの規定による土地の取得があつた日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を第九十四条の八第四項（第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により公告されたその土地の用途以外の用途（政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、（都道府県及び市町村にあつては、条例で）特別徴収金を徴収することができる。

5 前項の場合（市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。）には前条第四項の規定を、前項の特別徴収金の額については第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「同条第二項、第四項又は第五項」とあるのは「同条第三項から第五項まで」と、「同条第六項」とあるのは「同条第七項」と読み替えるものとする。

6 国又は都道府県は、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部に含む土地改良事業で、国管市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ又は増大するもの（以下この項において「関連土地改良事業」という。）の施行に係る地域内にある土地（当該国管市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。）につき第三条に規定する資格を有する者が、当該関連土地改良事業の工事の完了に付（第一百十三条の二第二項又は第三項の規定による公告があつた日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該関連土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をし

た場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合(目的外用途に供するため所有権の移転等をする際にすでに当該土地が災害等により当該国連土地改良事業によって利益を受けていないものとなつてゐる場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県にあつては、条例で)特別徴収金を徴収することができる。

7 前項の場合には前条第四項の規定を、前項の特別徴収金の額については第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「国管土地改良事業」とあるのは「市町村特別申請事業」と、「同条第二項、第四項又は第五項」とあるのは「同条第九項」と読み替えるものとする。

8 第二項、第四項、第六項又は第三項、第五項若しくは前項において準用する前条第四項の規定による処分についての異議申立てについては、同条第十項及び第十一項の規定を準用する。

9 国が徴収する第一項、第四項又は第六項の特別徴収金(これらの特別徴収金に代えて第二項、第五項又は第七項において準用する前条第四項の規定により徴収する金額を含む。)の徴収については、第八十九条の三の規定を準用する。

第九十一条第一項及び第二項中「都道府県管土地改良事業」の下に「(市町村特別申請事業を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

5 都道府県は、政令の定めるところにより、土地区画整理事業の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部に含む土地改良事業で都道府県が行なう市町村特別申請事業(以下「都道府県管市町村特別申請事業」という。)と一体となつてその効果が生じ、又は増大するもの(以下この項に

おいて「関連土地改良事業」という。)を行なう者
その都道府県營市町村特別申請事業によつて
利益を受ける省令で定める者から、その者の受
ける利益(関連土地改良事業を行なう者
では、その行なう関連土地改良事業の施行に係
る地域内にある土地につき第三条に規定する資
格を有する者が当該都道府県營市町村特別申請
事業によつて受ける利益の合計)を限度とし
て、地方自治法第二百二十四条の分担金を徴収
することができる。

第九十一条の次に次の二条を加える。

(都道府県營土地改良事業に係る特別徴収金)
第九十一条の二 都道府県又は市町村は、政令の
定めるところにより、条例で、都道府県營土地
改良事業(都道府県營市町村特別申請事業及び
第八十八条第一項の規定により都道府県が行な
う土地改良事業を除く。以下この項及び第三項
において同じ。)の施行に係る地域内にある土地
につき第三条に規定する資格を有する者が、当
該土地を当該都道府県營土地改良事業の計画に
おいて予定する用途以外の用途(以下この項に
おいて「目的外用途」という。)に供するため所有
権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的的
外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に
供するため所有権の移転等を受けて、目的外用
途に供した場合を除く。)には、その者から、特
別徴収金を徴収することができる。

2 前項の場合(市町村が特別徴収金を徴収する
場合を除く。)には、第九十条第四項の規定を準
用する。

3 第一項の特別徴収金の額は、都道府県が徴収する
するものにあつては、都道府県營土地改良事業
に要する費用のうちその徴収に係る土地に係る
部分の額として条例の定めるところにより算定
される額から当該都道府県營土地改良事業につ
き前条第一項若しくは第二項又は同条第四項に
おいて準用する第九十条第四項の規定により都
道府県が徴収する分担金又は負担金のうち当該

土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とする。
4 都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一端に含む土地改良事業で、都道府県管市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ又は増大するもの（以下この項目において「関連土地改良事業」という。）の施行に係る地域内にある土地（当該都道府県管市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。）につき第三条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該関連土地改良事業計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。
5 前項の場合には第九十条第四項の規定を、前項の特別徴収金の額については第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「都道府県管土地改良事業」とあるのは「都道府県管市町村特別申請事業」と、「前条第一項若しくは第二項又は同条第四項において準用する第九十条第二項」であるのは「前条第五項」と読み替えるものとする。

についての異議申立てについては、同条第十項及び第十一項の規定を準用する。
第九十二条中「行つた」を「行なつた」に、「第九十条第六項」を「第九十条第六項若しくは第九項」に、「第九一条第三項」を「第九一条第三項若しくは第五項」に改める。

第九十三条の次に次の二条を加える。
(管理規程)

第九十三条の二 国又は都道府県は、第二条第二

項第一号の事業のうち農業用用排水施設又は農用地の保全上必要な施設(これらの施設のうち省令で定めるものを除く。)の管理(委託を受け行なうこれらの施設の管理を含む。)を行なう場合には、省令の定めるところにより、(都道府県にあつては、条例で)当該事業の実施細目にについて、当該事業の実施前に管理規程を定めなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定により管理規程を定めたときは、省令の定めるところにより、逕常なぐその旨を公告しなければならない。管理規程を変更し、又は廃止したときも、同様とする。(予定外廃水の排除等のための措置)

第九十三条の三 開又は都道府県が管理規程を定めて農業用用排水路の管理(委託を受けて行なう管理を含む。)を行なう場合には、第五十七条の三の規定を準用する。
第九十四条の三第一項中「政令で定める土地改良施設」を「政令で定める基幹的な土地改良施設以外の土地改良施設」に改め、「その他の物件」の下に「(次条において「一般土地改良施設に係る土地等」という。)」を加える。
第九十四条の四中「左に」を「次に」に、「土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件(以下この条において「土地改良施設に係る土地等」という。)」を「一般土地改良施設に係る土地等」に改め、同条第一号中「土地改良施設」を「一般土地改良施設」に改め、同条第二号

中「土地改良施設」を「一般土地改良施設」に、「但し」を「ただし」に、「外」を「ほか」に改め、同条に次のただし書を加える。

第九十四条の四の二 農林大臣は、その管理する土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用させ、又は収益させることができる。

2 農林大臣は、第九十四条の三第一項の政令で定める基幹的な土地改良施設で国営土地改良事業によつて生じたものを電気事業、水道事業その他他の公共の利益となる事業の用に兼ねて供するため特別の必要がある場合には、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、これら

の事業を行なう者に対し、その土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件の共有分を与えることができる。この場合には、農林大臣は、あらかじめ、これら

の事業を行なう者と協議して、その者に与えるべき共有分、その対価の額及び支払方法、そ

の土地改良施設の管理の方法、その管理に要する費用の分担その他必要な事項を定めなければならぬ。

3 前項の規定により共有分を与えた土地又は

作物物その他の物件が、第九十条第一項の規定により都道府県に費用の一部を負担させた国営

土地改良事業によつて生じた土地改良施設を構成する土地改良財産である場合には、国は、政

令の定めるところにより、当該都道府県に対し、当該土地又は工作物その他の物件につき前

項後段の協議により定められた共有分の対価

の一部を交付することができる。

第九十四条の七中「前六条」を「第九十四条から前条まで」に、「外」を「ほか」に改める。

第九十四条の八第一項中「行う」を「行なう」に、「基き」を「基づき」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次条第三項の規定により農地保有合理化法人に配分される埋立予定地については、この限りでない。

第九十四条の八第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項中「で自作農として農業に精進する見込のあるもののうちからその者に配分することが農用地保有の合理化及び農業経営の近代化を図るために」に、「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第五号中に「第六項を第七項に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 農林大臣は、前項の規定により配分通知書を交付したときは、逕常なく、省令の定めるところにより、その交付に係る配分通知書に記載された箇項第一号から第五号までに掲げる事項を公告しなければならない。

第九十四条の八の次に次の二条を加える。

5 第二項の規定により配分通知書の交付を受けた農地保有合理化法人は、その交付に係る埋立予定地の配分申込書に添附した第二項の書面の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ、省令の定めるところにより、農林大臣の承認を受けなければならない。

4 前項の規定により配分通知書の交付を受けた農地保有合理化法人は、その交付に係る埋立予定地の配分申込書に添附した第二項の書面の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ、省令の定めるところにより、農林大臣の承認を受けなければならない。

5 第二項の規定により配分通知書の交付を受けた農地保有合理化法人は、その交付に係る埋立予定地等を使用し、又は処分しなければならない。

6 第二項の規定による配分通知書の交付があった場合には、その変更後の記載事項に従い、埋立予定地等を使用し、又は処分しなければならない。

第九十五条第一項中「若しくは農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会若しくは農地保有合理化法人(政令で定めるものを除く。以下この節において同じ。)に、「行う」を「行なう」に改め、同条第二項中「若しくは農業協同組合連合会」

より所有権を取得しようとする農地保有合理化法人は、省令の定めるところにより、当該埋立

予定地及びこれにつき造成される埋立地又は干拓地(以下「埋立予定地等」という。)の使用及び

処分に関する計画を定め、その通知に係る前条

第一項の規定による公告の予定日前に、その計画を記載した書面を添附して、配分申込書を農林大臣に提出しなければならない。

3 農林大臣は、前項の規定により農地保有合理化法人から配分申込書の提出があつた場合において、その配分申込書に添附された同項の書面を審査して、その提出をした農地保有合理化法人に埋立予定地を配分することがその埋立予定地の周辺の地域における農業經營の規模の拡大、農用地の集団化その他農用地の保有の合理化を促進するために適当であると認めるときには、当該農地保有合理化法人に前条第三項各号に掲げる事項を記載した配分通知書を交付す

る。

第一項の規定による公告の予定日前に、その計画を記載した書面を添附して、配分申込書を農

林大臣に提出しなければならない。

（号外）官報 第百十一条の二十三中「第十八条第十一項から第十五項まで」を「第十八条第十二項から第十六項まで」に、「第十八条第十五項」を「第十八条第十六項」に、「第十八条第十五項から第十七項まで」とあるのは「第十八条第十五項」を「第十八条第十六項から第十八項まで」とあるのは「第十八条第十九項」を「第十八条第十九項」に改める。

第百六条中「第八十九条の二第九項」を「第八十九条の二第十項」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第二号中「土地改良区」の下に「又は連合会」を加え、同項第四号中「第五条第一項」の下に「第八十五条第一項若しくは第百条第一項」とし、同項第三号の次に次の一號を加える。

四 第九十五条第一項の規定により数人共同して土地改良事業を行なう者又は同項若しくは第一百条第一項の規定により土地改良事業を行なう農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは農地保有合理化法人の役員

第五百一十八条第二項中「前項第四号」の下に「又は第五号」を加え、同条第四項中「同項第四号」の下に「又は第五号」を加え、同条第五項中「土地改良区」の下に「若しくは連合会」を加え、「又は第四号」を、「第四号の数人共同して土地改良事業を行なう者」に改める。

第五百一十二条第二項中「第四十八条第八項」を「第四十九条第九項」に、「第八十七条第四項（第八十七条の二第四項及び第八十七条の三第六項にお

いて準用する場合を含む。」を「第八十七条第五項（第八十七条の二第六項並びに第八十七条の三第六項、第十項及び第十三項において準用する場合を含む。）に、「但し」を「ただし」に改める。

第百六条中「第八十九条の二第九項」を「第八十九条の二第十項」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第二号中「土地改良区」の下に「又は連合会」を加え、同項第四号中「第五条第一項」の下に「第八十五条第一項若しくは第百三十三条の二中「第五十三条の六第一項（第八十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）若しくは第八十九条の二第六項（第八十七条の三第一項、第九十五条の二第二項又は第九十六条の三第二項の規定による公告に係る土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止又は土地改良区に係る新たな土地改良事業の開始の手続については、なお従前の例による。）に改める。

五百一十七条中「第九十四条の八第一項及び第四項」を「第九十四条の八第一項及び第五項（第八十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）に改める。

五百一十八条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「土地改良区」の下に「又は連合会」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同項第三号の次に次の一號を加える。

五百一十七条中「第九十四条の八第一項及び第四項」を「第九十四条の八第一項及び第五項（第八十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）に改める。

五百一十八条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「土地改良区」の下に「又は連合会」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同項第三号の次に次の一號を加える。

五百一十七条中「第九十四条の八第一項及び第四項」を「第九十四条の八第一項及び第五項（第八十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）に改める。

五百一十八条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「土地改良区」の下に「又は連合会」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同項第三号の次に次の一號を加える。

五百一十七条中「第九十四条の八第一項及び第四項」を「第九十四条の八第一項及び第五項（第八十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）に改める。

五百一十八条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「土地改良区」の下に「又は連合会」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同項第三号の次に次の一號を加える。

五百一十七条中「第九十四条の八第一項及び第四項」を「第九十四条の八第一項及び第五項（第八十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）に改める。

五百一十八条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「土地改良区」の下に「又は連合会」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同項第三号の次に次の一號を加える。

五百一十七条中「第九十四条の八第一項及び第四項」を「第九十四条の八第一項及び第五項（第八十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）に改める。

五百一十八条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「土地改良区」の下に「又は連合会」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同項第三号の次に次の一號を加える。

五百一十七条中「第九十四条の八第一項及び第四項」を「第九十四条の八第一項及び第五項（第八十四条の二第六項において準用する場合を含む。）に改める。

五百一十八条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「土地改良区」の下に「又は連合会」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同項第三号の次に次の一號を加える。

五百一十七条中「第九十四条の八第一項及び第四項」を「第九十四条の八第一項及び第五項（第八十四条の二第六項において準用する場合を含む。）に改める。

五百一十八条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「土地改良区」の下に「又は連合会」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同項第三号の次に次の一號を加える。

五百一十七条中「第九十四条の八第一項及び第四項」を「第九十四条の八第一項及び第五項（第八十四条の二第六項において準用する場合を含む。）に改める。

五百一十八条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「土地改良区」の下に「又は連合会」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同項第三号の次に次の一號を加える。

五百一十七条中「第九十四条の八第一項及び第四項」を「第九十四条の八第一項及び第五項（第八十四条の二第六項において準用する場合を含む。）に改める。

五百一十八条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「土地改良区」の下に「又は連合会」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同項第三号の次に次の一號を加える。

五百一十七条中「第九十四条の八第一項及び第四項」を「第九十四条の八第一項及び第五項（第八十四条の二第六項において準用する場合を含む。）に改める。

五百一十八条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「土地改良区」の下に「又は連合会」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同項第三号の次に次の一號を加える。

3 この法律の施行前にした改正前の土地改良法の規定により交付された配分通知書に記載された埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地に係る特別徵収金については、新法第九十三条の二の規定にかかわらず、なお従前の例によること。

4 お従前の例による。

5 この法律の施行前にした旧法第八十五条の二第一項の規定による申請に係る換地計画で、この法律の施行の際現にこれに対する認可又は不認可の処理については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした旧法第八十九条の二第一項及び第五十二条の三第二項の規定による公告に係る土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止又は土地改良区がその設立に際し施行することを目的とする土地改良事業の例によつて設立される土地改良区がその設立について従前の例によるものとされる土地改良事業（これらの土地改良事業若しくはこの法律の施行前に旧法により設立の手続を完了した土地改良区が行なう埋立又は干拓（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）により行なうものその他の所有に属する土地について行なうものに限る。）を除く。）については、改正後の土地改良法（以下「新法」という。）第三十六条の二第一項（新法第九十六条の四において準用する場合を含む。）及び第五十二条の三第二項（新法第九十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかる。

7 この法律の施行前にした旧法第九十四条の八第三十六条の四において準用する場合を含む。）及び第二項、第九十条の二並びに第九十一条の二の規定は、適用しない。

8 この法律の施行前にした旧法第九十四条の八第三十六条の四において準用する場合を含む。）及び第五十二条の三第二項（新法第九十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかる。

9 旧法第五十三条の三第一項（旧法第八十九条の二第二項、第九十六条及び第九十七条の四において準用する場合を含む。）及び第五十二条第四項に規定する者の意見をきかずして、この法律の施行の日から起算して二年を経過する場合には、新法第五十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第九十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかる。

10 この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に換地計画を定め、又は変更する場合には、新法第五十二条第四項（新法第五十三条の四第二項（新法第九十六条において準用する場合を含む。）及び第九十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかる。

11 前項の規定により新法第五十二条第四項に規定する者の意見をきかずして定められ、又は変更された換地計画の適否の決定及び異議の申出の決定については、新法第五十二条の二第四項及び第五十二条の三第二項（これらの規定を新法第五十三条の四第二項（新法第九十六条において準用する場合を含む。）及び第九十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかる。

12 （農業用排水施設等の管理に関する経過措置）

13 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、数人共同して土地改良事業を行なう者又は市町村は、この法律の施行の際現に新法第五十七条の二第一項（新法第八十四条、第九十六条及び第九十七条の四において準用する場合を含む。）に規定する事業を行なつている場合には、この法律の施行の日から起算して六ヶ月以内に、これらの規定に適合するよう管理規程を変更し、都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 新法第九十三条の二第一項に規定する事業を行なつてゐる場合には、この法律の施行の日から起算して六月以内に、同項の規定により管理規程を定めなければならない。
- (地方税法の一部改正)
- 14 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
- 第七十三条の五第一項中「第九十四条の八第十四項を「第九十四条の八第五項」に改める。
- 第七十三条の六第一項中「換地の取得」の下に「(政令で定める換地の取得を除く。)」を加える。
- (租税特別措置法の一部改正)
- 15 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
- 第三十三条第一項第三号及び第六十四条第一項第三号中「第八十九条の二第九項」を「第八十九条の二第十項」に、「第五十三条の二第二項」を「第五十三条の二の二第一項」に改める。
- (特定土地改良工事特別会計法の一部改正)
- 16 特定土地改良工事特別会計法(昭和三十二年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。
- 第一条中「かんがい排水施設」を「農業用排水施設」に改める。
- 第三条中「法第九十条の二第二項」を「土地改良工事に係る法第九十条の二」に改め、「貸付料」の下に、「土地改良工事によつて生じた土地改良施設に係る法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与の対価」を加え、「同項」を「第十四条第一項」に改め、「直接要する費用」の下に、「当該共有持分の付与に伴う法第九十四条の四の二第三項の規定による交付金」を

なつてゐる場合には、この法律の施行の日から起算して六月以内に、同項の規定により管理規程を定めなければならない。

新法第九十三条の二第一項に規定する事業を行なつてゐる場合には、この法律の施行の日から起算して六月以内に、同項の規定により管理規程を定めなければならない。

- 14 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
- 第七十三条の五第一項中「第九十四条の八第十四項を「第九十四条の八第五項」に改める。

第七十三条の六第一項中「換地の取得」の下に「(政令で定める換地の取得を除く。)」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

15 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第三号及び第六十四条第一項第三号中「第八十九条の二第九項」を「第八十九条の二第十項」に、「第五十三条の二第二項」を「第五十三条の二の二第一項」に改める。

(特定土地改良工事特別会計法の一部改正)

16 特定土地改良工事特別会計法(昭和三十二年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがい排水施設」を「農業用排水施設」に改める。

第三条中「法第九十条の二第二項」を「土地改良工事に係る法第九十条の二」に改め、「貸付料」の下に、「土地改良工事によつて生じた土地改良施設に係る法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与の対価」を加え、「同項」を「第十四条第一項」に改め、「直接要する費用」の下に、「当該共有持分の付与に伴う法第九十四条の四の二第三項の規定による交付金」を

加える。

第六条第一項中「第十二条第二号」を「第十二条第一項第二号」に改める。

第十二条の二中「法第九十条の二第一項の規定による徴収金」を「土地改良工事に係る法第九十条の二の規定による徴収金」に改める。

第十二条に次の二項を加える。

2 土地改良工事によつて生じた土地改良施設に係る法第九十四条の四の二第二項の規定による徴収金」を「土地改良工事に係る法第九十条の二の規定による徴収金」に改める。

- 15 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
- 第三十三条第一項第三号及び第六十四条第一項第三号中「第八十九条の二第九項」を「第八十九条の二第十項」に、「第五十三条の二第二項」を「第五十三条の二の二第一項」に改める。
- (特定土地改良工事特別会計法の一部改正)
- 16 特定土地改良工事特別会計法(昭和三十二年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。
- 第一条中「かんがい排水施設」を「農業用排水施設」に改める。
- 第三条中「法第九十条の二第二項」を「土地改良工事に係る法第九十条の二」に改め、「貸付料」の下に、「土地改良工事によつて生じた土地改良施設に係る法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与の対価」を加え、「同項」を「第十四条第一項」に改め、「直接要する費用」の下に、「当該共有持分の付与に伴う法第九十四条の四の二第三項の規定による交付金」を

理由

最近における農業及びこれをめぐる諸情勢の推移にかんがみ、農村における土地及び水の農業上の利用とその他の利用との競合の増大に対処するため、換地に関する規定を整備し、及び土地改良施設の利用関係の調整に関する措置を定めるところに、土地改良事業の計画的かつ効率的な推進を図るために、各種工事を組み合わせた総合的な土地改良事業の制度を設け、市町村が国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業の施行を申請する

みちをひらき、及び土地改良事業を行なうことができる者の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

改良事業の制度を設け、市町村が国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業の施行を申請する

- 17 水資源開発公團法(昭和三十六年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。
- 第二十条の三中「第四十八条第八項」を「第四十八条第九項」に、「第八十七条第四項」を「第八十八条第九項」に、「第八十七条第五项並びに第八十七条第六項において準用する場合を含む。」を「第八十七条第五项並びに第八十七条第六項において準用する場合を含む。」に改める。
- (八郎潟新農村建設事業所法の一部改正)
- 18 八郎潟新農村建設事業所法(昭和四十年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。
- 第二十三条第一項中「第九十四条の八第四項」を「第九十四条の八第五項(同法第九十四条の八第八項において準用する場合を含む。)」に改める。

今国会におきましては、六回にわたり、質疑及び参考人の意見聴取を行ない、四月十三日質疑を終了、直ちに採決いたしましたところ、多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、委員長提案により、五項目にわたる附帯決議が付せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

- 昭和四十七年四月十四日 衆議院会議録第二十一号 土地改良法の一部を改正する法律案 昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

(昭和四十七年度分の地方交付税の特例)

第一条 昭和四十七年度に限り、同年度分として交付すべき地方交付税の総額は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号。以下「法」という。)附則第十一項の規定にかかるわらず、同項の規定により算定した額から三十億円を減額した額に次の各号に掲げる額の合算額を加算した額とする。

一 一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時地方特別交付金の額 千五十億円

二 一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時沖縄特別交付金の額 三百六十五億円

三 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三号)附則第五項に規定する借入金の加算額 千六百億円

2 昭和四十七年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、法附則第十一項の規定により算定した額から三十億円を減額した額に三百六十五億円を加算した額の百分の九十四に相当する額と一千六百五十億円との合算額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、法附則第十一項の規定により算定した額から三十億円を減額した額に三百六十五億円を加算した額の百分の六に相当する額とする。

3 昭和四十七年度分の基準財政需要額を算定する場合における法第十二条第一項及び第十三条第五項の規定の適用については、法第十二条第一項の表の市町村の項中

4 下水道費

人口集中地区人口
人口集中地区人口

とあるのは
とし、

5 (1) 経常経費
(2) 投資的経費
その他の土木費

人口
人口集中地区人口
人口集中地区人口

6 (1) 経常経費
(2) 投資的経費
その他の土木費

法第十三条第五項の表の市町村の項中

5 (1) 経常経費
(2) 投資的経費
その他の土木費

人口集中地区人口
人口集中地区人口
度補正及び密態容補正

と

4 公園費	人口	態容補正及び寒冷補正
5 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口集中地区人口	態容補正及び密度補正
6 その他の土木費	人口集中地区人口	態容補正

4 公園費	人口	態容補正及び寒冷補正
5 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口集中地区人口	態容補正及び密度補正
6 その他の土木費	人口集中地区人口	態容補正

とあるのは
とする。

4 公園費	人口	態容補正及び寒冷補正
5 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口集中地区人口	態容補正及び密度補正
6 その他の土木費	人口集中地区人口	態容補正

昭和四十七年四月十四日 衆議院会議録第二十一号 昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

	(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む) における外郭施設の 延長	一メートルにつき 二、〇〇〇
3 都市計画費	(1) 経常経費	都市計画区域における 人口	一人につき 二六〇
	(2) 投資的経費	都市計画区域における 人口	一人につき 三五〇
4 公園費	(1) 経常経費	人口	一人につき 三〇〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき 三〇〇
5 下水道費	(1) 経常経費	人口集中地区人口	一人につき 三〇〇
	(2) 投資的経費	人口集中地区人口	一人につき 三〇〇
6 費	(1) 経常経費	人口	一人につき 三五〇
	(2) その他の土木 費	人口	一人につき 三〇〇
7 教育費	(1) 経常経費	人口	一人につき 三〇〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき 三〇〇
8 小学校費	(1) 経常経費	児童数	一人につき 七、三〇〇
	(2) 投資的経費	学級数	一人につき 一八五、〇〇〇
9 中学校費	(1) 経常経費	学校数	一人につき 一、六〇〇、〇〇〇
	(2) 投資的経費	学級数	一人につき 一一五、〇〇〇
10 高等学校費	(1) 経常経費	生徒数	一人につき 六、五〇〇
	(2) 投資的経費	学校数	一人につき 一八五、〇〇〇
11 学級数		学級数	一人につき 一一五、〇〇〇

	(1) 経常経費	教職員数	一人につき 一、六九五、〇〇〇
1 市町村	(2) 費	生徒数	一人につき 二二六、五〇〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき 六、〇〇〇
2 社会福祉費	(2) 生活保護費	人口	一人につき 一〇四〇
	(1) 経常経費	市部人口	一人につき 七〇〇
3 保健衛生費	(2) 投資的経費	人口	一人につき 一〇五五〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき 四八五〇
4 清掃費	(2) 投資的経費	人口	一人につき 八〇〇〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき 四〇〇〇
5 勤労費	(2) 投資的経費	失業者数	一人につき 九五〇〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき 一〇〇〇
6 産業経済費	(2) 投資的経費	農家数	一人につき 一七三、〇〇〇
	(1) 経常経費	農家数	一人につき 九、三〇〇
7 農業行政費	(2) 投資的経費	人口	一人につき 一〇〇〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき 一〇〇〇
8 商工行政費	(2) その他の産業 経済費	林業、水産業及び鉱 業の従業者数	一人につき 五、八〇〇
	(1) 経常経費	林業、水産業及び鉱 業の従業者数	一人につき 四、二〇〇
9 その他の行政費	(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱 業の従業者数	一人につき 一〇〇〇

1 微税費	市町村税の税額
2 戸籍住民基本台帳費	世帯数
3 その他の諸費	人口
(1) 経常経費	面積
(2) 投資的経費	人口
七 災害復旧費	面積
八 特定債償還費	人口
九 边地対策事業債 償還費	面積
十 特別事業債償還費	人口

この表の下欄に掲げる額は、沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村の基準財政需要額を算定する場合にあつては、当該額に自治省令で定める率を乗じて得た額とする。

(備考)

(昭和四十八年度分から昭和五十五年度分まで)
この表の下欄に掲げる額は、沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村の基準財政需要額を算定する場合にあつては、当該額に自治省令で定める率を乗じて得た額とする。

(昭和四十八年度分から昭和五十五年度までの地方交付税の総額の特例)
この表の下欄に掲げる額は、沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村の基準財政需要額を算定する場合にあつては、当該額に自治省令で定める率を乗じて得た額とする。

(昭和四十八年度分から昭和五十五年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき地方交付税の総額は、昭和四十八年度から昭和五十年度までの各年度にあつては第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合算額から第三

二 一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時沖縄特別交付金の額

三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額から当該各年度における借入金の額に相当する額を控除した額

2 前項第二号に掲げる額は、政令で定める基準に従い当該各年度の予算で定める額とする。

3 第一項第三号の借入金の額は、交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第五項の規定による借入金の額として当該各年度の予算で定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則第六項中「附則第二十三項」を「附則第十項」に改め、附則第十項中「附則第二十四項」を

「附則第十一項」に改め、附則第二十項中「及び昭和四十六年度」を「から昭和四十八年度までの各年度」に改め、附則第二十七項を附則第二十

八項とし、同項の前に次の二項を加える。

27 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村に対する交付すべき昭和四十七年度から昭和五十年度までの各年度分の普通交付税の額を算定す

る場合においては、第十二条第二項の測定単位の算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正、第十四条の基準財政収入額の算定方法その他普通交付税の額の算定上必要な事項について、自治省令で特例を設けることができ

る。

(市町村民税減税補てん債償還費に係る財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

3 市町村民税減税補てん債償還費に係る財政上の特別措置に関する法律(昭和三十九年法律第

四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び昭和四十六年度」を「か

ら昭和四十八年度までの各年度」に改める。

第二条第二項の表の測定単位の数値の算定の基礎の欄中「及び昭和四十六年度」を「から昭和四十八年度までの各年度」に改める。

(昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律の一部改正)

昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和四十六年法律第百十六号)の一部を次のよう改訂する。

第二条を削り、第一条中見出し及び条名を削り、第一項に項番号を附し、同項第二号中「附則第十六項」を「附則第五項」に改める。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

附則第二項から第十二項までを削り、附則第十三項中「昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和三十九年法律第百八十八号)第一条第一項又は第二条」を削り、「第一条第一項若しくは第二条」を第一項又は昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和四十七年法律第百八十九号)第一条第一項又は第二条」を削り、「第一条第一項若しくは第二条」を第一項又は昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和四十七年法律第百九〇号)以下「昭和四十七年度特例法」という。)第一条第一項若しくは第二条に改め、附則中同項を第二項とし、第十四項を第三項とし、第十五項を第四項とし、附則第十六項中「昭和五十三年度まで」を「昭和五十四年度まで」に、「昭和四十七年度から」を「昭和四十七年度分にあつては千二百九十五億六千万円から三十億円を控除した額に千六百億円を加算した額、昭和四十八年度から」に、「千二百九十五億六千万円から」を「千二百九十五億六千万円から」に改め、同項の表を次のように改め、同項を附則第五項とする。

年	度	金額
昭和四十八年度		百四十億円

昭和四十九年度	二百億円
昭和五十一年度	二百六十億円
昭和五十二年	三百二十億円
昭和五十三年	三百九十九億円
昭和五十四年	四百七十億円
	五百三十六億円

附則第十七項を附則第六項とし、同項の次に
次の一項を加える。

7 昭和四十七年度に限り、第十三条第一項の
規定による一時借入金の利子の支払に充てる
ため必要がある場合においては、予算で定め
る金額を限り、一般会計からこの会計に繰り
入れることができる。

附則第十八項中「第十四項、第十五項及び第
十六項」を「第三項、第四項及び第五項」に改め、
同項を附則第八項とし、附則第十九項中「第六
項若しくは第八項但書又は第十一項、第十四項、
第十五項若しくは第十六項」を「第三項、第四項
又は第五項」に改め、「一時借入金又は」を削り、
同項ただし書を削り、同項を附則第九項とし、
附則第二十項から第二十二項までを削り、附則
第二十三項中「第十五項」を「第四項」に改め、同
項を附則第十項とし、附則第二十四項を附則第
十一項とし、附則第二十五項中「第十七項から
第十九項まで」を「第六項、第八項及び第九項」
に改め、附則中同項を第十二項とし、第二十六
項を第十三項とし、第二十七項を削り、附則第
二十八項中「昭和四十六年度分にあつては同条
の規定により算定した額に十億円と昭和四十六
年度分の地方交付税の特例等に関する法律第一
条第一項第一号に掲げる額との合算額を、昭和
四十七年度分及び昭和四十八年度分にあつては
同条の規定により算定した額に三百億円」と「同
条の規定により算定した額に、昭和四十六年度
分にあつては十億円と昭和四十六年度分の地方
交付税の特例等に関する法律第一項第一号に掲
げる額との合算額を、昭和四十七年度分にあつ

ては三百億円と昭和四十七年度特例法第一条第
一項第一号に掲げる額及び同項第二号に掲げる
額との合算額を、昭和四十八年度分にあつては
三百億円と昭和四十七年度特例法第二条第一項
第二号に掲げる額との合算額を、昭和四十九年
度分及び昭和五十年度分にあつては同号に掲げ
る額に改め、同項を附則第十四項とし、同項の
次に次の一項を加え、附則第二十九項及び第三
十項を削る。

15 第三項、第四項、第五項、第十項若しくは
第十一項の規定による借入金又は第六項（第
十二項において準用する場合を含む。）第七
項若しくは第十三項の規定による一般会計か
らの繰入金は、それぞれその借入れをした年
度又はその繰入れをした年度におけるこの会
計の歳入とし、第三項、第四項、第五項、第
十項若しくは第十一項の規定による借入金の
償還金及び利子又は地方交付税法附則第十三
項の規定による特別事業償還交付金は、そ
れぞれその支出をした年度におけるこの会計
の歳出とする。

第一に、昭和四十七年度分の地方交付税の総額
については、現行の法定額に、臨時地方特例交付
金千五十億円、臨時沖縄特別交付金三百六十五億
円、並びに交付税及び譲与税配付金特別会計にお
ける借り入れ金千六百億円を加算する特例規定を
設けることとし、この借り入れ金については、昭
和四十八年度から昭和五十五年度までの各年度に
分割して償還することとしております。

第二に、昭和四十七年度の普通交付税の算定期
法については、市町村道、公園、下水道、清掃施設
等、住民の生活に直結する生活環境施設の計画的
な整備を進めるとともに、過密過疎対策、公害対
策、交通安全対策及び消防救急対策に要する経費
を充実し、老人医療費の公費負担制度の新設等、
各種の制度改正に伴い増加する経費を算入する措
置を講ずるほか、地方債を大幅に増額することに
伴い、投資的経費の一部を地方債に振りかえるこ
ととしております。

第三に、沖縄の復帰に伴い、沖縄に対しても交付
すべき地方交付税の一部に充てるため、昭和四十
八年度から昭和五十年度までの各年度においても
臨時沖縄特別交付金の制度を設けることとし、ま
た、沖縄県及び沖縄県内の市町村に対して交付す
る普通交付税の算定期上必要な経過措置を設けるこ
ととしております。

本案は、三月十日本委員会に付託され、同月十
四日渡海大臣から提案理由の説明を聴取した
後、四月十一日には参考人より意見を聴取するな
ど、本案はもとより、地方財政全般にわたって熱
心に審査を行ないました。

○議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。地

方行政委員長大野市郎君。

〔大野市郎君登壇〕

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。地

といたします。

石油開発公団法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十七年二月十五日

内閣総理大臣 佐藤 繁作

石油開発公団法の一部を改正する法律案

石油開発公団法(昭和四十二年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「石油の探鉱」を「石油及び可燃性天然ガス(以下「石油等」といふ。)の探鉱」に、「石油資源」を「石油及び可燃性天然ガス資源」に、「石油の安定的」を「石油等の安定的」に改める。

第八条中「五人」を「七人」に改める。

第十九条第一項第一号中「石油」を「石油等」に改め、同項第二号中「石油」を「石油等」に改め、同項第三号及び第四号中「石油」を「石油等」に改め、同項第五号を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行する。

五 石油等の探鉱に必要な地質構造の調査を行なうこと(委託を受けて当該調査を行なうこと)を含む)。

第三十八条第三号中「第十九条第一項」の下に「及び附則第九条の二第一項」を加える。

附則第九条の次に次の二条を加える。

第九条の二 公団は、当分の間、第十九条第一項に規定する業務のほか、通商産業大臣の認可を受けて、石油の備蓄の増強に必要な資金(原油の購入に必要な資金に限る。)の貸付けを行なうことができる。

2 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前項の業務の一部を委託することができる。

3 第二十五条の規定は、前項の認可に準用する。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○謹長(船田中君) 委員長の報告を求めます。商工委員長陽田宗一君。

○謹長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○謹長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

4 第二項の規定による通商産業大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

5 第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

6 第三十三条の規定は、受託金融機関に対する機関(以下「受託金融機関」といふ。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

7 前項において準用する第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

石油及び可燃性天然ガスの安定的かつ低廉な供給の確保の重要性にかんがみ、石油開発公団の業務に可燃性天然ガスの探鉱資金の供給に関する業務を加え、石油及び可燃性天然ガスの探鉱に必要な地質構造調査を行なうこと。

第二に、石油開発公団みずから海外における石油及び可燃性天然ガスの探鉱に必要な地質構造調査を行なうこと。

第三に、当分の間、石油開発公団の業務として、原油の備蓄の増強に必要な資金の貸し付けを行なうこと。

等あります。

本案は、去る三月十日本委員会に付託され、三月二十一日田中通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以後、慎重な審査を行ない、本日質疑を終了し、採決の結果、多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案による附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

下水道センター法案

右

昭和四十七年二月十九日

内閣総理大臣 佐藤 繁作

○鶴田宗一君登壇

ただいま議題となりました石油開発公団法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申しあげます。

員長報告のとおり可決いたしました。

下水道事業センター法案(内閣提出)

○藤波孝生君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

すなわち、この際、内閣提出、下水道事業センター法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○謹長(船田中君) 藤波孝生君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○謹長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

下水道事業センター法案を議題といたします。

○謹長(船田中君) 下水道センター法案を議題といたします。

右

昭和四十七年二月十九日

内閣総理大臣 佐藤 繁作

第一項 下水道事業センターは、地方公共団体の要請に基づき、下水道に関する技術的援助を行

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 設立(第八条—第十二条)

第三章 管理(第十三条—第二十五条)

第四章 業務(第二十六条—第二十八条)

第五章 財務及び会計(第二十九条—第四十一条)

第六章 監督(第四十二条—第四十三条)

第七章 惩罰(第四十四条—第四十六条)

第八章 罰則(第四十七条—第四十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 下水道事業センターは、地方公共団体の要請に基づき、下水道に関する技術的援助を行

ない、下水道の根幹的施設を建設するとともに、下水道技術者の養成並びに下水道に関する技術の開発及び実用化を図り、もつて下水道の整備の促進に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 下水道事業センター(以下「センター」といふ。)は、法人とする。

(数)

第三条 センターは、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第四条 センターの資本金は、その設立に際し、政府及び地方公共団体が出資する額の合計額とする。

2 センターは、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び地方公共団体は、前項の規定によりセンターがその資本金を増加するときは、センターに出資することができる。

4 政府及び地方公共団体は、センターに出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。

5 センターに出資しようとする地方公共団体は、自治大臣の承認を受けなければならない。

6 第四項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(名称)

第五条 センターは、その名称中に下水道事業セ

ンターという文字を用いなければならぬ。

2 センターといふ文字を用いてはならない。

(登記)

第六条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三

者に対抗することができない。

(民法の準用)

第十七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四

十四条及び第五十条の規定は、センターについて準用する。

第二章 設立

(発起人)

第八条 センターを設立するには、都道府県知事

の全国的連合組織の推薦する都道府県知事、市長の全国的連合組織の推薦する市長及び下水道

又は下水道事業について学識経験のある者十五人以上が発起人となり、定款を作成し、建設大

臣の認可を受けなければならない。

2 建設大臣は、前項の認可をしたときは、逕滯

なく、その旨を告示しなければならない。

3 発起人は、第一項の認可を受けたときは、地方公共団体に対して、センターに対する出資を

募集しなければならない。

(理事長又は監事となるべき者)

第九条 建設大臣は、前条第一項の認可をしたときには、逕滯なく、発起人が推薦した者のうちから、センターの理事長又は監事となるべき者を

指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、センターの成立の時ににおいて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

(設立の認可等)

第十条 発起人は、第八条第三項の規定による募

集が終わつたときは、建設大臣に対して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、前項の認可を受けたときは、政府

及び出資の募集に応じた地方公共団体に対し

て、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の

給付を求めなければならない。

(事務の引継ぎ)

第十二条 発起人は、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を第九条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

(設立の登記)

第十三条 第九条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条の規定による事務の引継ぎを受けたときは、逕滯なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

(定款)

第十四条 センターは、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

2 センターは、設立の登記をすることによって成立する。

2 センターは、設立の登記をすることによって成立する。

2 センターは、再任されることができる。

2 発起人は、再任されることができる。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、センターの業務を監査する。

2 理事長及び監事は、建設大臣が任命する。

2 理事は、理事長が建設大臣の認可を受けて任命する。

2 理事は、理事長及び監事は、建設大臣が任命する。

2 理事は、理事長が建設大臣の認可を受けて任命する。

2 理事は、理事長及び監事は、建設大臣が任命する。

この限りでない。

(代表権の制限)

第二十一条 センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

(代理人の選任)

第二十二条 理事長は、理事又はセンターの職員のうちから、センターの業務の一部に因し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(評議員会)

第二十三条 センターに、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員十人以内で組織する。

3 評議員は、センターに出資した地方公共団体の長及び下水道又は下水道事業について学識経験を有する者のうちから、建設大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の任命)

第二十四条 センターの職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十五条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務)

第二十六条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 地方公共団体の委託に基づき、下水道の整備に関する計画の策定及び事業の施行並びに下水道の維持管理に関する技術的援助を行なうこと。

二 地方公共団体の委託に基づき、終末処理場及びこれに直接接続する幹線管渠、終末処理場以外の処理施設並びにポンプ施設の建設を

行なうこと。

三 下水道に関する技術を担当する者の養成及び訓練を行なうこと。

四 下水道に関する技術を開発し、これを実用化することを促進するために研究、調査及び試験を行なうこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

六 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

2 センターは、前項第六号に掲げる業務を行なおうとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十七条 センターは、業務開始の際、業務方

法書を作成し、建設大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、建設省令で定める。

(国及び地方公共団体の配慮)

第二十八条 国及び地方公共団体は、センターの業務の円滑な運営が図られるよう、適当と認められる人的及び技術的援助をする等必要な配慮を加えるものとする。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十九条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。

い。これを変更しようとするときも、同様とす

みなし。

（財務諸表）

第三十一条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後

三月以内に建設大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(書類の送付)

第三十二条 センターは、第三十条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は承認に係る財務諸表を、センターに提出した地方公共団体に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十三条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十四条 センターは、建設大臣の認可を受け、長期借入金又は短期借入金をすることができます。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

(償還計画)

第三十五条 政府及び地方公共団体は、予算の範囲内において、センターに対し、センターの業務運営費の一部を補助することができる。

(余裕金の運用)

第三十六条 センターは、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(補助金)

第三十七条 政府及び地方公共団体は、長期借入金の償還計画を立てて、建設大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十八条 センターは、次の場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(預金)

第三十九条 センターは、建設大臣の指定する有価証券の一国債その他の建設大臣の指定する有価証券の取得

(銀行への預金)

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

三月以内に建設大臣に提出して、その承認を受ける制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第二十六条第一項第二号に掲げる業務の費用に充てるためのセンターの長期借入金に係る債務について保証することができる。

2 第二十六条第一項第二号に掲げる業務をセンターに委託する地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第二十六条第一項第二号に掲げる業務の費用に充てるためのセンターの長期借入金に係る債務について保証することができる。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十四条 センターは、その役員及び職員に対す

よろとするとき。

る給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(建設省令への委任)

第四十一条 この法律に規定するものほか、センターの財務及び会計に関する必要な事項は、建設省令で定める。

(第六章 監督)

(監督)

第四十二条 センターは、建設大臣が監督する。

2 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十三条 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(第七章 補則)

第四十四条 センターの解散については、別に法律で定める。

(解散)

第四十五条 建設大臣は、次の場合には、大臣に協議しなければならない。

一 第四条第二項、第二十六条第二項、第二十

七条第一項、第三十条、第三十四条第一項若しくは第二項ただし書、第三十六条又は第三

十九条の認可をしようとするとき。

二 第三十一条第一項又は第四十条の承認をし

2 この法律の施行の際現にその名称中に下水道事業センターという文字を用いている者については、第五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

3 センターの最初の事業年度は、第二十九条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

4 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

5 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

6 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

7 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

8 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

9 次のように加える。

(地方税法の一部改正)

10 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

11 第七十二条の四第一項第三号中「日本中央競馬会」の下に「下水道事業センター」を加える。

12 第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

13 第二十六条第一項第三号又は第四号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

14 第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

15 第三十一下水道事業センターが下水道事業セントラル法(昭和四十七年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

16 第二十六条第一項第三号又は第四号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

17 第三百四十九条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

18 第四十九条第五項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

19 第二十六条第一項に規定する業務の監督を怠つたとき。

20 第四十九条第五項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

21 第四十九条第五項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

22 (附則)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 別表第二の表中公営企業金融公庫の項の前に次のように加える。

3 第四条第四項中「第七号の三」を「第七号の四」に改める。

4 第四条第二項中「第三条第七号」の下に「及び第七号の二」を加える。

5 理由

6 地方公共団体における下水道事業の執行体制の

現状にかんがみ、下水道の整備の促進に資するため、下水道事業センターを設立し、地方公共団体の要請に基づいて下水道に関する技術的援助及び下水道の根幹的施設の建設を行ない、並びに下水道技術者の養成及び下水道に関する技術の開発を行なう等の業務を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。建設委員長龟山孝一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○龜山孝一君登壇】
○龜山孝一君 大だいま議題となりました下水道事業センター法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、地方公共団体における下水道事業の執行体制の現状にかんがみ、下水道事業センターを設立し、地方公共団体の要請に基づく業務等を行なうもので、そのおもな内容は次のとおりであります。

下水道事業センターは、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する知事等の発起人が、建設大臣の認可を受けて設立し、その資本金は、政府及び地方公共団体からの出資金の合計額とすること、本センターには、役員として理事長、理事及び監事等を置くとともに、その運営に関する重要な事項を審議する機関として評議員会を置くものとすること、本センターの業務は、地方公共団体の委託に基づき、下水道に関する技術的援助、根幹的施設の建設並びに技術者の養成等を行なうこと、及び、本センターは長期借入金をすることができるものとし、國、地方公共団体はその債務の保証をすることができるものとすること等であります。本案は、去る二月十九日當委員会に付託され、三月八日西村建設大臣から提案理由の説明を聴取

し、自來、慎重審議を行なつてまいりましたが、その詳細につきましては会議録に譲ることとしたします。

かくて、本十四日質疑を終了し、直ちに採決いたしました結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては、五党共同提案にかかる、本センターにおける正常な行使関係の保持及び下水処理技術の開発体制の確立等に関する附帯決議が付されたのであります。その詳細は会議録に譲ることといたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(船田中君) 採決いたします。
○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

出席政府委員	國務大臣 大石 武二君
通商産業省公害	久良知洋悟君
保安局長	橋 伸也君
農林水産委員	中谷 鉄也君
内閣法制局総務主幹	中澤 茂一君
内閣総理大臣	麻生 良方君
法務大臣	吉田 賢一君
大蔵大臣	麻生 賢一君
厚生大臣	中澤 茂一君
農林大臣	中谷 鉄也君
通商産業大臣	吉田 賢一君
郵政大臣	中澤 茂一君
建設大臣	中谷 鉄也君
自治大臣	吉田 賢一君
江崎 真澄君	中澤 茂一君

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員承認)

一、去る十一日、船田議長は、佐藤内閣総理大臣申し出の、次の者を第六十八回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣法制局総務主幹 別府 正夫

辞任

補欠

中澤 茂一君

橋 伸也君

中澤 茂一君

麻生 賢一君

吉田 賢一君

中澤 茂一君

橋 伸也君

中澤 茂一君

麻生 賢一君

吉田 賢一君

中澤 茂一君

橋 伸也君

中澤 茂一君

内閣委員

辞任

補欠

建設委員

辞任

地方行政委員

辞任

八百板 正君

松浦 利尚君

八百板 正君

松浦 利尚君

法務委員

辞任

補欠

予算委員

辞任

大蔵委員

辞任

建設委員

八百板 正君

松浦 利尚君

八百板 正君

松浦 利尚君

外務委員

辞任

補欠

議院運営委員

辞任

文教委員

辞任

決算委員

八百板 正君

松浦 利尚君

八百板 正君

松浦 利尚君

官報(号外)

運輸委員

辞任

補欠

内閣委員

辞任

通信委員

辞任

運輸委員

八百板 正君

松浦 利尚君

羽田 政君

唐沢俊一郎君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

川崎 寛治君

西宮 弘君

佐野 恽治君

佐野 恽治君

中澤 茂一君

中澤 茂一君

中澤 茂一君

土井たか子君

土井たか子君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

楳崎弥之助君

楳崎弥之助君

楳崎弥之助君

楳崎弥之助君

楳崎弥之助君

楳崎弥之助君

楳崎弥之助君

山田 久就君

山田 久就君

山口 鶴男君

山口 鶴男君

山口 鶴男君

山口 鶴男君

山口 鶴男君

黒田 寿男君

横路 孝弘君

多田 時子君

勝澤 芳雄君

三宅 正二君

新井 勝之君

羽田 政君

羽田 政君

楳崎弥之助君

楳崎弥之助君

楳崎弥之助君

楳崎弥之助君

楳崎弥之助君

唐沢俊一郎君

唐沢俊一郎君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

行の労働者災害補償保険特別会計及び失業保険特別会計を統合して新たに労働保険特別会計を設置することとしようとするもので、主な内容は次のとおりである。

(一) 労働者災害補償保険事業及び失業保険事業

に関する政府の経理を明確にするため、労働保険特別会計を設置し、一般会計と区分して経理すること。

(二) この会計は、労働大臣が管理すること。

(三) この会計は、労災勘定、失業勘定及び徴収勘定に区分すること。

(四) 労災勘定の歳人は、徴収勘定からの受入

金、一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附

支額収入とし、歳出は、労働者災害補償保険事業の保険料及び保険施設費、労働福祉事業團への出資金及び交付金、徴収勘定への

官

外) (号)

繰入金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、労働者災害補償保険事業の業務取扱費(徴収勘定の歳出とされる業務取扱費を除く。)その他の諸費と勘定に区分すること。

(五) 労災勘定の歳人は、徴収勘定からの受入

と。

失業保険事業の業務取扱費(徴収勘定の歳出とされる業務取扱費を除く。)その他の諸費と立金の運用、余裕金の預託等この会計の経理に附された資金及び交付金、徴収勘定への繰入金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、

失業保険事業の業務取扱費(徴収勘定の歳出とされる業務取扱費を除く。)その他の諸費と

すること。

(六) 徵収勘定の歳人は、労働保険料(労働者災

害補償保険の特別保険料及び失業保険の特別保険料を含む。以下同じ。)郵政事業特別会計からの受入金、労災勘定及び失業勘定からの

受入金並びに附属雑収入とし、歳出は、労災勘定及び失業勘定への繰入金、労働保険料の

勘定及び失業勘定への繰入金、労働保険料の返還金、労働保険料の徴収及び労働保険事業團に係る事務に係る業務取扱費その他の諸費とすること。

(七) 徵収勘定から労災勘定及び失業勘定への労

働保険料に相当する金額等の繰入れ並びに労災勘定及び失業勘定から徴収勘定への労働保

險料の返還金及び同勘定に係る業務取扱費に相当する金額等の繰入れについて定めるこ

と。

(八) 小業勘定の歳人は、徴収勘定からの受入

金、一般会計からの受入金、積立金からの受

(八) その他予算及び決算の作成及び提出、借入金の借り入れ、一時借入金の借り入れ、決算上の

剩余额の処理、積立金の歳入への繰入れ、積立金の運用、余裕金の預託等この会計の経理に附された

こと。

(九) 労働者災害補償保険特別会計法及び失業保

険特別会計法を廃止することその他この法律の施行に伴い必要な経過規定等を設けること。

(十) 労働者災害補償保険特別会計法を施行すること。

この特別会計の昭和四十七年度予算においては、歳入歳出とも労災勘定で三千六百一億四千

百六十六万九千円、失業勘定で四千三十四億六

千五百九十七万七千円、徴収勘定で五千五百七

三億九千六百十二万二千円をそれぞれ計上して

いる。

なお、本案については、昭和四十七年三月二十七日内閣修正が行なわれたが、その内容は、昭和四十七年度において暫定予算が施行される

ことに伴い、施行期日を「昭和四十七年四月一日」から「公布の日」に改めるとともに、この法

律の施行前に行なわれた昭和四十七年度に属す

る債務の負担及び支出並びに収入で労働者災害

補償保険事業及び失業保険事業に係るものは、

この会計の労災勘定、失業勘定又は徴収勘定において行なわれたものとみなす等所要の規定の整備を図つたものである。

〔別紙〕

大蔵委員長 齋藤 邦吉

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

一 労働保険特別会計法案に対する附帯決議

一 現在なお労働保険の適用を受けない事業に使用される労働者の福祉の向上に資するため、これらのことに対する適用の拡大に努めること。

二 最近における交通事故の発生状況にかんがみ、通勤途上灾害の被災者に対する労災保険法

の適用の元化に伴う措置として適切妥当なものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に伴う予算措置

この特別会計の昭和四十七年度予算においては、歳入歳出とも労災勘定で三千六百一億四千

百六十六万九千円、失業勘定で四千三十四億六

千五百九十七万七千円、徴収勘定で五千五百七

三億九千六百十二万二千円をそれぞれ計上して

いる。

なお、本案については、昭和四十七年三月二十七日内閣修正が行なわれたが、その内容は、昭和四十七年度において暫定予算が施行される

ことに伴い、施行期日を「昭和四十七年四月一日」から「公布の日」に改めるとともに、この法

律の施行前に行なわれた昭和四十七年度に属す

る債務の負担及び支出並びに収入で労働者災害

補償保険事業及び失業保険事業に係るものは、

この会計の労災勘定、失業勘定又は徴収勘定において行なわれたものとみなす等所要の規定の整備を図つたものである。

上の取扱いについてすみやかに結論を得て必要な措置を講ずること。

三 失業保険の給付内容の充実については今後とも努力すること。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、最近における社会経済事情の推移に

かかるがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障

内容の充実を図るため保険金額の最高制限額を

引き上げるとともに、その他若干の制度の改正

を行なおうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 保険金額の最高制限額を被保険者一人につ

き、三百万円(現行 二百万円)にすることとする。

2 告知義務違反の保険契約に対する罰の解除

権が消滅する期間を保険契約の効力発生後二年(現行三年)に短縮することとする。

3 保険事故が保険金の削減期間内に発生した場合においても、保険約款の定めるところにより、保険金額を削減しないで支払うことが

できることとする。

4 保険契約の解除、失効等の場合に支払う還

付金の額は、被保険者のために積み立てられ

た金額の百分の八十から百分の百(現行 百

分の八十から九十八)までに相当する額の範

囲内とすることとする。

二 議案の可決理由

本案は、簡易生命保険法の目的に照らし、妥

当なものと認め、これを可決すべきものと議決

した次第である。

三 経費

昭和四十七年度簡易生命保険及郵便年金特別

会計予算では、本改正による保険料収入の増加

額を約六十九億円と見込んでいる。

右報告する。

昭和四十七年四月十二日

通信委員長 高橋清一郎
衆議院議長 舟田 中殿

土地改良法の一部を改正する法律案(内閣

提出、第六十五回国会閣法第一〇〇号)に

関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における農業及びこれをめぐる諸情勢の推移にかんがみ、農村における土地及び水の農業上の利用とその他の利用との競合の増大に対処するため、並びに上地改良事業の計画的かつ効率的な推進を図るため、上地改良制度の全般にわたり所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は、次のとおりである。

1 農業用排水施設、農業用道路その他

の上地改良施設の新設又は変更の事業は、これとあわせて施行することを相当とする

ものとして一定の要件に適合する他の土地

改良工事を含めて、一事業として施行する

ことができる」として、農用地の造成の事業には、既耕地の区画形質の変更その他の附帯工事を含めることができる

改良工事を含めて、一事業として施行する

ことができる」として、農用地の造成の事業には、既耕地の区画形質の変

更その他の附帯工事を含めることができる

ものとすること。

2 上地改良事業計画の概要の公告に先立

ち、あらかじめ、市町村長の意見をきく制

度を設けるものとすること。

(3) 農業振興地域整備計画に基づく基幹事業の実施方式の改善

1 農業振興地域整備計画に定められた基幹

用地、工場用地等が新たに必要な場合には、これらの用地を創設換地等により確保

することができるものとする」と。

3 土地改良区等が換地計画を定めるには、

あらかじめ、換地に関し一定の資格を有す

る技術者の意見をきかなければならないものとする。

(4) 土地改良事業の総合化

1 農業用排水施設、農業用道路その他

の上地改良施設の新設又は変更の事業は、これとあわせて施行することを相当とする

ものとして一定の要件に適合する他の土地

改良工事を含めて、一事業として施行する

ことができる」として、農用地の造成の事業には、既耕地の区画形質の変

更その他の附帯工事を含めることができる

ものとすること。

2 上地改良事業計画の概要の公告に先立

ち、あらかじめ、市町村長の意見をきく制

度を設けるものとすること。

(3) 農業振興地域整備計画に基づく基幹事業の実施方式の改善

1 農業振興地域整備計画に定められた基幹

用地、工場用地等が新たに必要な場合には、これらの用地を創設換地等により確保

することができるものとする」と。

3 土地改良区等が換地計画を定めるには、

あらかじめ、換地に関し一定の資格を有す

業参加資格者の三分の二以上の同意を得て

申請する方式のほか、その申請に係る事業に関連する他の土地改良事業の内容がなお未確定であるため事業参加資格者の同意を求めることが不適当である場合には、その

する」とがやむゆのとく、これに伴う國の収入については、その一部を当該土地改良施設に係る事業費の負担者に交付することができるものとすること。

2 土地改良区は、その行なら土地改良事業

農地保有合理化法人に土地改良事業の実施資格、国営又は都道府県営農用地造成事業の申請資格、国営干拓地の配分適格等を付与するものとすること。

なお、本案に対し、別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

四 農地転用等に伴う公共投資の回収

農地転用等に伴う公共投資の回収
國又は地方公共團体が土地改良事業の事業費の一部を負担した場合において、その事業

農林水產委員長 藤田 義光
衆議院議長 船田 中殿

の受益地につき農地転用その他その上地改良事業の目的外の用途に供する行為があつたと

上地改良法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

きは、その負担した費用のうち当該土地に係る部分を事業参加資格者から徴収することが

最近におけるわが国農業をめぐるきびしい情勢の下において、その体質改善を図るため、農業基

は その他 で きみのとあるひと。

整備事業の果たすべき役割が一層重要となつてゐる現状にかんがみ、政府は、早急に土地改良長

土地改良区の役員の選出方法、土地改良事業計画の軽微の経費の賦課方法、土地改良事業計画の軽微

産の地域指標、農産物の需給動向、農村の環境整備計画の改定を行ない、土地利用の動向、農業生

な変更に係る手続等について、所要の規定の整備を行なうものとする」とい。

等に十分配慮しつつ事業の計画的な推進に努めることはもとよりであるが、特に、本法の運用に

一 議案の可決理由

たつては、左記各項のすみやかな実現に遺憾な
きを期すべきである。

(4) 農業用排水施設等の利用関係の調整

1 國有的の土地改良施設を充電事業、水道事業その他の公共の利益となる事業の用に兼ねて供するため特別の必要があるときは、これをこれらの事業を行なう者との共有と

(四) 農地保有合理化法人に対する土地改良事業の実施資格の付与等
農地保有合理化法人に対する土地改良事業の実施資格の付与等の定めることによる、その停止等を求めることができるものとする」と。

本案は、農業の体质改善をはかるために重要な
な役割を果たす土地改良事業について、その計
画的かつ効率的な推進等をはかるため、適切な
る措置と認め、これを可決すべきものと議決し
た次第である。

記
土地改良事業の促進を図るため、国庫補助体系の簡素化、国庫負担の拡充、補助率の引上げ、採択基準の引下げ及び借入金の貸付け条件を期すべきである。

の緩和等所要の措置を講ずること。特に米の生産調整により土地改良事業に支障を生ずることがないよう必要な措置を講ずること。

なお、土地改良事業における地方公共団体の役割が高まつてゐる現状にかんがみ、その負担につき、すでに対象になつてゐる起債のワク拡大と一般起債等についても所要の措置を検討すること。

三 土地改良事業の総合化、農業振興地域整備計画に係る事業の市町村申請等新方式の創設に期して、今後の各事業につき、一貫施行、同時施行等を採用することにより事業の早期完成をはかる措置を検討すること。

なお、市町村特別申請事業の実施に当たつては、事業実施にそこを生じないよう関係農民の意向を十分尊重すること。

三 農業用水及び施設の他用途への転用を認めるに当たつては、農業における水利用に支障を生じないよう留意することはもとより、農業水利の歴史的特性を考慮し、水利権、施設管理権等が不當に侵害されないよう特段の配慮を行なうこと。

また、農業用排水施設について、急激な都

市化の進展に対処するため、農業用排水が地域の生活用排水としての性格をあわせ有していることからかんがみ、事業費負担の公平を図り

つつ用排分離等の事業を積極的に推進すること。

この場合において、特に施設利用に関する

権利関係を明確にし、農民の施設利用の権利が不正に侵害されないよう積極的な措置を講ずること。

四 創設換地により生みだされた土地を工場用地等として使用させる場合には、公害防止等に万全の措置を講じ、周辺の農業経営に悪影響を及ぼすことのないよう十分配慮すること。

なお、換地について、事務の円滑化のため、換地技術者の研修等による資質の向上、人員の確保、処遇の改善等の措置を講ずるとともに登記の促進を図ること。

五 土地改良事業団体の公共性にかんがみ、その地位向上のため積極的にこれが整備育成策を講ずるとともに、特に、排水施設、防災施設等公共的施設を維持管理する土地改良区等に対し

右決議する。

(3) 千六百億円を交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れる。

(4) 臨時地方特例交付金並びに交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金は、全額普通交付税として交付するものとする。

二 関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、わが国経済の停滞を反映してきびしい状況の下におかれている地方財政の現況にかんがみ、地方交付税の総額の特例を設けるとともに、長期的観点から社会資本の計画的な整備を促進し、とくに最近の地域社会の著しい変化に対応する生活環境施設の整備及び社会福祉の充実をはかるため、地方交付税の算定方法を改正しようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

二 地方交付税に係る特例

1 昭和四十七年度の地方交付税に係る特例

(1) 臨時地方特例交付金五十億円を一般会計に繰り入れる。

2 昭和四十七年度の地方交付税に係る特例

(2) 地方交付税に係る特例

3 交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を償還することに伴い、昭和四十八年度から昭和五十五年度までの間に限り、地方交付税の総額は、当該各年度における法定額から当該各年度における償還所要額を減額した額とする。

4 交付税及び譲与税配付金特別会計の改正

(1) 昭和四十七年度分の基準財政需要額の算定方法の改正

(2) 市町村道、下水道、清掃施設等住民の生活に直結する各種の公共施設の計画的な整備を促進するため、関係費目に係る単位費

額の促進を図ること。

別会計に繰り入れる。

用の改正及び算定方法の改正を行なうこと

もに、新たに市町村分について「公園費」を設け、公園の整備に要する経費の算入の強化をはかる。

2 公共事業費の地方負担に要する経費の財源として地方債を大幅に増額することに伴い、投資的経費に係る基準財政需要額の一
部を地方債に振り替える。

3 広域市町村圏内における基幹生活関連道路の整備を引き続き促進するための措置を講ずる。

4 引き続き過密地域、過疎地域に対する基準財政需要額の算入の強化をはかるとともに、公害対策、交通安全対策及び消防救急対策に要する経費を充実する。

5 老人医療費の公費負担の措置に必要な経費等社会福祉関係経費の充実をはかる。

6 その他各種の制度改正、給与改定の平年度化等により増加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係費目の単位費用を改正する。

(3) 沖縄の復帰に伴う措置

沖縄県及び沖縄県内の市町村に対して交付

すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な

経過措置を設ける。

二 議案の可決理由

地方財政の現況にかんがみ、地方交付税の総額の特例等を設けようとする本案の趣旨は妥当と認め、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十七年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の歳出に、地方交付税交付金として二兆四千九百三十八億九千四百五十二万四千円を計上している。

右報告する。

昭和四十七年四月十三日

地方行政委員長 大野 市郎
衆議院議長 船田 中殿

[別紙]

向にかんがみ、長期的に安定した地方財源の確保に努めるとともに、次の諸点についてとくに留意すべきである。

一 地方交付税率の引上げを含め地方交付税制度について検討を加えるとともに、引き続き基準財政需要額の算定方法の適正化を図ること。

二 過密地域とくに人口急増市町村における公共交通施設等の整備を緊急かつ先行的に推進するため、都市税源の充実、国庫補助負担制度の適正化等を含む財政上の特別な措置を講ずるとともに、過疎地域については、引き続き地方交付税

および過疎債等を通じてその財源措置の充実を図ること。

三 最近における諸物価の上昇ならびに国の新規事業の実施等に伴い、地方團体においては、な

お巨額の超過負担額を生じている実情にかんが

み、あらためて全面的な実態調査を行ない、そ

の結果に基づき、超過負担の完全な解消を図ること。

七 沖縄県および同県内の市町村に対しては、早急に本上との行政格差を解消するため、十分な財政措置を講ずるとともに、とくに現地の特殊事情を十分に把握し、これに伴う必要な一般財源等の充実について遺憾なきを期すること。

右決議する。

昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に

關する法律案に対する附帯決議

政府は、生活環境施設の整備、社会福祉対策の結果に基づき、超過負担の完全な解消を図ること。

四 国鉄の利用債等、ほんらい地方團体が負担す

べきでない経費の負担を地方團体に求めるこ

とは、その財政運営を圧迫する要因となるので、國と地方の財政負担秩序を乱さないようにする

石油開発公団法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、石油及び可燃性天然ガスの安定的かつ低廉な供給の確保の重要性にかんがみ、石油開発公団の業務に可燃性天然ガスの探鉱資金の供給に関する業務を加え、石油及び可燃性天然ガスの探鉱のための地質構造調査を石油開発公団が自ら行なうことができる」ととするとともに、臨時の業務として石油開発公団に石油備蓄の増強に必要な資金の貸付けを行なわせようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 目的の拡大
 - 2 役員の増員
 - 3 業務範囲の拡大
- 石油開発公団法の目的を拡大し、石油開発公団は、石油に加え、可燃性天然ガスの探鉱資金の供給その他可燃性天然ガス資源の開発資金の融通を円滑にする等のために必要な業務を行なうことにより、可燃性天然ガス資源の開発を促進し、その安定的かつ低廉な供給の確保を図ることを目的とする。
- 石油開発公団の業務拡大に伴い、役員のうち理事を二人増員する。

3 業務範囲の拡大

石油開発公団の業務に次の事項を追加する。

- (1) 海外における可燃性天然ガスの探鉱資金を供給するための出資及び資金の貸付け
- (2) 海外における可燃性天然ガスの探鉱及び採取のための資金に係る債務保証
- (3) 可燃性天然ガスの探鉱機械の貸付け
- (4) 可燃性天然ガスの探鉱及び採取に関する技術指導
- (5) 海外における石油及び可燃性天然ガスの探鉱に必要な地質構造調査

（石油勘定）において、石油開発公团出資金二百十五億円、石油及び天然ガス基礎調査委託費十一億三千六百万円余、石油開発公团交付金十二億九百万円及び石油備蓄増強対策補給金一億五千萬円余の計二百三十九億九千五百万円余が計上され、昭和四十七年度財政投融資計画において、資金運用部資金借入金三十億円及び政府保証借入金六十億円の計九十億円が予定されている。右報告する。

昭和四十七年四月十四日

商工委員長 鴨田 宗一

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

石油開発公團法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

- 1 議案の可決理由
 - 2 役員の増員
- 本案は、石油及び可燃性天然ガスの安定的かつ低廉な供給の確保の重要性にかんがみ、石油

開発公團の業務の拡大を図るための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十七年度石炭及び石油対策特別会計

開発公團の業務の拡大を図るための措置としての安定的かつ低廉な供給を確保するため、海外石油資源の探鉱開発及び調査と経済協力との有機的結合、大陸棚石油資源開発の促進並びに石油等資源開発における外貨の活用について積極的な施策を講ずるとともに、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 石油開発公團の投融資規模の拡大及び機構・人員の充実、特に情報網の整備と技術体制の強化を図るとともに、直接利権の取得等業務の拡充に努めること。

二 石油の備蓄については、当面の目標である六十日分の達成を期するとともに、引き続きその増強を図るよう指導助成を行なうこと。

三 大気の汚染を防止するため、低硫黄原油の確保に努めるとともに、脱硫技術の研究開発及び脱硫装置の設置の促進を図ること。

四 石油開発公團の全国信用金庫連合会からの資金借入れにあたっては、中小企業金融に支障を来たすことのないよう特に配慮すること。

下水道事業センター法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方公共団体における下水道事業の執行体制の現状にかんがみ、下水道事業センターを設立し、地方公共団体の要請に基づき、下水道に関する技術的援助を行ない、下水道の根幹的施設を建設するとともに、下水道技術者の養成並びに下水道に関する技術の開発及び実用化を図り、もつて下水道の整備の促進に寄与しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 下水道事業センターは、法人として、センターの資本金は、その設立に際し、政府及び地方公共団体が出資する額の合計額とするものとする。

また、必要に応じ、建設大臣の認可を受けて、資本金を増加することができるものとする。

2 本センターの設立には、都道府県知事又は市長の全國的連合組織の推薦する知事及び市長並びに下水道事業等についての学識経験者十五人以上が発起人となり、定款を作成し、建設大臣の認可を受けて設立するものとす

る。

3 本センターに、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置くほか、非常勤の理事一人以内を置くことができるものとし、理事長及び監事は建設大臣が任命し、理事は理事長が建設大臣の認可を受けて任命するものとする。

4 本センターに、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、評議員十人以内で組織する評議員会を置くものとし、その評議員は、センターに出資した地方公共団体の長及び下水道事業等についての学識経験者のうちから理事長が建設大臣の認可を受けて任命するものとする。

5 本センターは、目的達成のため、次の業務を行なうものとする。

6 国及び地方公共団体は、本センターの業務の円滑な運営が図られるように、適当と認められる人的及び技術的援助をする等必要な配慮を加えるものとする。

7 本センターの財務及び会計については、本センターが長期又は短期の借入金をすることができるものとともに、政府及び地方公共団体は、本センターの長期借入金に係る債務について保証することができるものとする。

8 本センターは、建設大臣が監督するものとす

る。

9 この法律は、公布の日から起算して三月を

行なうこと。

10 附則において、法人税法その他の関係法律について所要の改正を行なうものとする。

建設を行なうこと。

二 議案の可決理由

ハ 下水道に関する技術を担当する者の養成及び訓練を行なうこと。

ニ 下水道に関する技術を開発し、これを実用化することを促進するために研究、調査及び試験を行なうこと。

三 本センターに、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置くほか、非常勤の理事一人以内を置くことができるものとし、理事長及び監事は建設大臣が任命し、理事は理事長が建設大臣の認可を受けて任命するものとする。

4 本センターに、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、評議員十人以内で組織する評議員会を置くものとし、その評議員は、センターに出資した地方公共団体の長及び下水道事業等についての学識経験者のうちから理事長が建設大臣の認可を受けて任命するものとする。

5 本センターは、目的達成のため、次の業務を行なうものとする。

6 国及び地方公共団体は、本センターの業務の円滑な運営が図られるように、適当と認められる人的及び技術的援助をする等必要な配慮を加えるものとする。

7 本センターの財務及び会計については、本センターが長期又は短期の借入金をすることができるものとともに、政府及び地方公共団体は、本センターの長期借入金に係る債務について保証することができるものとする。

8 本センターは、建設大臣が監督するものとす

る。

9 この法律は、公布の日から起算して三月を

行なうこと。

ロ 地方公共団体の委託に基づき、終末処理及び下水道の維持管理に関する技術的援助を行なうこと。

ハ 下水道事業センター法に対する附帯決議

10 附則において、法人税法その他の関係法律について所要の改正を行なうものとする。

イ 地方公共団体の委託に基づき、下水道の整備に関する計画の策定及び事業の施行並びに下水道の維持管理に関する技術的援助を行なうこと。

甲 地方公共団体の委託に基づき、終末処理及びこれに直接接続する幹線管渠、終末処理場以外の処理施設並びにポンプ施設の

設置を行なうこと。

乙 本センターを設立し、地方公共団体の要請に基づき、下水道技術者の養成及び技術の開発並びに下水道に関する技術の開発及び実用化を図り、もつて下水道の整備の促進に寄与しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 下水道事業センターは、法人として、センターの資本金は、その設立に際し、政府及び地方公共団体が出資する額の合計額とするものとする。

また、必要に応じ、建設大臣の認可を受けて、資本金を増加することができるものとする。

2 本センターの設立には、都道府県知事又は市長の全國的連合組織の推薦する知事及び市長並びに下水道事業等についての学識経験者十五人以上が発起人となり、定款を作成し、建設大臣の認可を受けて設立するものとす

る。

3 本センターに、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置くほか、非常勤の理事一人以内を置くことができるものとし、理事長及び監事は建設大臣が任命し、理事は理事長が建設大臣の認可を受けて任命するものとする。

4 本センターに、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、評議員十人以内で組織する評議員会を置くものとし、その評議員は、センターに出資した地方公共団体の長及び下水道事業等についての学識経験者のうちから理事長が建設大臣の認可を受けて任命するものとする。

5 本センターは、目的達成のため、次の業務を行なうものとする。

6 国及び地方公共団体は、本センターの業務の円滑な運営が図られるように、適当と認められる人的及び技術的援助をする等必要な配慮を加えるものとする。

7 本センターの財務及び会計については、本センターが長期又は短期の借入金をすることができるものとともに、政府及び地方公共団体は、本センターの長期借入金に係る債務について保証することができるものとする。

8 本センターは、建設大臣が監督するものとす

る。

9 この法律は、公布の日から起算して三月を

行なうこと。

ロ 地方公共団体の委託に基づき、終末処理及びこれに直接接続する幹線管渠、終末処理場以外の処理施設並びにポンプ施設の

- 一 下水道事業センター職員の給与等の支給基準の決定にあたつては、正常な労使関係を保持するよう十分な考慮を払うこと。
- 二 下水道の終末処理場における処理の万全を期するため、処理方法等公害の発生を防止する技術開発に対する体制を早急に確立すること。

右決議する。

昭和四十七年四月十四日 衆議院會議錄第二十一號

明治三十五年三月三十日
郵便物便
可日

定価	一部五十円
(配送料共)	
發行所	
大	東京都港区赤坂榮町二番地
藏	郵便番号一〇七
省	
印	
刷	
局	
電話 東京	五八二四四一(大)
郵便番号	一〇七